HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	『通商白書』でみる通産省の通商政策思想の変遷
著者	板垣，暁；ITAGAKI，Akira
引用	季刊北海学園大学経済論集，59(1)：59-101
発行日	2011-06-30

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

《論説》

『通商白書』でみる通産省の通商政策思想の変遷*1

板　垣　　暁

はじめに

本稿の課題は，『通商白書』1981年版から2001年版を通じて，1981～2000年における日本の対外関係に関する通産省の思想の変遷を検討することにある。

政府の白書を利用した研究はこれまで数多く行われてきた。その一方で，白書それ自体を研究の対象とした研究は，あまり行われてこなかった*2。白書で政府の本音が明らかにできるか否かについては，留保が必要である。しかし，少なくとも白書の目的の一つに自身の政策についての対外的なアピールがあると考えれば，白書自体の研究により，各省庁が描くあるべき姿をうかがうことが可能となろう。

さて，本稿では，通産省の思想のうち，特に通商＝対外関係に着目して検討を行っている。通産省の政策は大きく分ければ，文字通り，通商政策と産業政策に二分することができる。1960年代の貿易自由化と国際収支の恒常的な黒字化により，通産省が産業政策を行うにあたり産業への介入手段と正当性を失った点は多くの研究によって指摘されてきた*3。その一方で，通産省の産業政策は，「成熟産業の直面する課題，とりわけ強い日本企業が引き起こす対外摩擦などの問題に焦点を移すようにな*4」った。このことは，1970年代以降，通産省の通商政策と産業政策が，より密接したものとなったことを表している*5。そのた

＊1　本稿は，『通商産業政策史』編纂事業にRAとして関わった際に執筆した未発表論文を適宜修正したものである。ただし，本稿の内容や意見は，執筆者個人に属するものであり，経済産業研究所の公式見解を示すものではない。

なお，本稿の執筆に当たり，以下の諸氏から貴重な助言を頂いた。尾高煌之助氏（一橋大学・法政大学），橘川武郎氏（一橋大学），武田晴人氏（東京大学），松島茂氏（東京理科大学）。また，当時，上記編纂事業にスタッフとして参加されていた以下の諸氏からも貴重な指摘・助言を頂いた。宮本武史氏，田辺正美氏，相樂希美氏，鈴木一司氏，吉田悦子氏。この場を借りて謝意を表したい。

＊2　少数ながらも行われた白書の研究の代表として，金森氏らによる『経済白書』研究があげられる。（金森久雄編『再論経済白書　戦後経済の軌跡』中央経済社，1990年）ただし，同書は，「歴代の白書の執筆の責任者が，当時をふりかえり，自分が担当した部分につき再論したもの」である。そのため，客観的な分析という点では，どうしても限界が生じるであろう。

＊3　例えば，小宮隆太郎他編『日本の産業政策』。

＊4　武田晴人「戦後日本企業の発展に果たした「通産省」の役割」『エコノミスト』2004年2月9日号。

＊5　通産省が，貿易によって日本経済の発展を図る，という意図を有していたことを考えれば，それ以前の時期においても，通商政策と産業政策は密接であったということはできる。しかし，1970年代以降，両政策は，それ以前の並行的な関係から，産業政策が通商政策に部分的に包摂される関係にシフトしたと考えられ，そうであるならば，両者の関係は，より密接したものになったということができよう。

め，『通商白書』によって，通産省の思想の変遷を検討することは，1980－90 年代において，通産省がどのような思想的な基盤によって政策を行っていたかを示唆するという点で，意味を有するであろう*6。

本稿は，4 つの章で構成されている。1 章では，この時期の通産省の掲げる基本目標について考察する。内容を先取りすれば，『通商白書』において，基本目標である，自由貿易体制の維持と世界経済の調和ある発展，という思想は，一貫して変化しなかった。しかし，その実現のための障害や方策等は，日本の経済状況や世界的な潮流の中で，あるものは変化し，あるものは不変であった。そこで，2 章以下では，それらについて，各時代の経済状況を考慮に入れながら，テーマ毎にその変遷を検討する。

2 章では，通産省が自由貿易の障害と考えていた，保護貿易主義と地域統合について検討する。まず，1 節では，1980 年代以降通産省の通商政策の中心的課題となった，貿易摩擦と保護貿易主義について，それが生まれた背景や，その結果生じた米・EU（EC）の要求及びそれに対する通産省の思想を検討する。後半の 2 節では，EU（EC）や NAFTA，APEC 等の地域統合について，通産省がどのように考えたのか，その思想の変遷を考察する。また，地域統合の関係から通産省が重視していた GATT 及び WTO 等について通産省の考えを検討する。

3 章では，通産省がその基本目標の達成のため重要視していたアジア経済について，通産省の思想がどのように変化したのか検討する。続く 4 章では，そのアジア経済を支援する方策としての経済協力について，通産省がどのように考えていたのか検討する。

1．基本目標

通産省は，基本目標である，自由貿易体制の維持と世界経済の調和ある発展，という思想を 20 年間一貫して維持し続けた。1981 年版『通商白書』では，「日本として，世界経済の発展のために，自由貿易体制の維持・強化等をおこなう必要がある*7」，と記述されているが，その姿勢は 1990 年代初め及び 2000 年代初めにおいても維持された。例えば，『1990 年版』では，「世界経済の調和ある発展に向けて，自由貿易体制の維持・強化，国際金融システムの安定，発展途上国の発展のための経済協力等に取り組む*8」，と述べられており，また，『2000 年版』では，「多角的貿易体制の下での貿易投資の自由の推進は，これまで世界の経済的利益の実現に大きな役割を果たしてきた*9」，と述べられている。

以上の背景には，「戦後世界の経済発展を支えてきた GATT-IMF 体制のなかで，日本は，その恩恵を誰よりも多く享受してきた国のひとつである*10」，という通産省の一貫した認識があった。

戦後高度成長期の日本の経済成長を需要面から牽引したのは，国内需要，特に民間設備投資であり，輸出はむしろ景気の下支えをする役割を果たしていたことはよく知られている*11。とはいえ，以下の二点の理由により，

＊6　ただし，通産省の産業政策が全くなくなったわけではない。中小企業政策やエネルギー政策については，依然として通産省の主要政策であり続けた。

＊7　通商産業省編『通商白書』1981 年版，346 頁。（以下，『通商白書』から引用する場合，『1981 年版』のように，年数を二重括弧に閉じて表す。また，元号は西暦に直して記載する。

＊8　『1990 年版』11 頁。

＊9　『2000 年版』63 頁。

＊10　『1983 年版』428 頁。

＊11　このことを指摘した論文は枚挙にいとまがないが，例えば，尾高煌之助「成長の奇跡(2)」安場安吉・猪木武徳編『日本経済史 8　高度成長』，岩波書店，1989 年，173 頁。

輸出が増大したことの意義を軽視することもできない。第一に，戦後の日本経済が加工貿易によって成長したことは事実であり，そのための素材や工業原料，燃料等を輸入するために，輸出によって外貨を得る必要があった。第二に，輸出の増加は日本の潜在的成長力と実際の成長を一致させる働きをした。戦後しばらくの間，日本経済の成長は国際収支の天井に規定されており，これにより，潜在的な成長力に比べ，実際の成長が低く抑えられる状態が続いていた。この問題が解決されたのは，日本の輸出品の国際競争力が高まり，恒常的に経常黒字が計上されるようになった1965年以降のことであった。以上の二点から，1960年代末まで，輸入代替の実現と輸出の振興という「貿易立国の思想」が，通産省の産業政策を強く支配していた*12。

本稿が対象とする1980年代以降においても，自由貿易体制の維持が通産省の重要な目標であった。ただし，ここで注意すべきは，同じ自由貿易体制の維持を志向しつつも，この時期には，輸出拡大を追求する姿勢が次第に弱まっていった点である。先述したように，国際収支の天井という問題は1960年代半ばを境に解消した。また，関連して，図表1のように日本の外貨準備高は1971年に急増し，100億ドルを突破した後，若干の変動を経ながらも順次その額を拡大していった。この状況から，単純に輸出を増加させ，資源輸入のための外貨を稼ぐ，あるいは国際収支の天井を高めるという戦略は志向されなくなっていった。むしろ，後述するように，1981年以降，貿易収支が恒常的に大幅な黒字を計上したことにともない，輸入の拡大による対外不均衡の是正が政策的な課題となっていった

図表1　戦後日本の外貨準備高の変遷（百万ドル）

年月	外貨準備高	増減
1952	930	175
1953	913	−156
1954	637	−85
1955	738	30
1956	941	173
1957	524	−417
1958	861	337
1959	1322	461
1960	1824	502
1961	1486	−338
1962	1841	355
1963	1878	37
1964	1999	121
1965	2107	108
1966	2074	−33
1967	2005	−69
1968	2891	886
1969	3496	605
1970	4399	903
1971	15235	10836
1972	18365	3130
1973	12246	−16119
1974	13518	1272
1975	12815	−703
1976	16604	3789
1977	22848	6244
1978	33019	10171
1979	20327	−12692
1980	25232	4905
1981	28403	3171
1982	23262	−5141
1983	24496	1234
1984	26313	1817
1985	26510	197
1986	42239	15729
1987	81479	39240
1988	97662	16183

通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第16巻，通商産業調査会，1992年，260，261頁。

＊12　前出尾高「成長の奇跡(2)」157頁及び通商産業省四十年史編纂部編『通商産業省四十年史』第5章。

のである*13。

2．貿易摩擦と保護貿易主義

2-1　自由貿易の障害としての保護貿易主義

㈠　アメリカの相対的な地位の低下と保護貿易主義の台頭

本稿が対象とする時期において，通産省が自由貿易体制を維持するうえでの最も大きな障害と考えていたのが，保護貿易主義の台頭であった。1981 年の段階で，通産省は，「世界的な景気の低迷と失業の増大により各国で保護主義的な動きが台頭してきており，世界貿易秩序は大きな危機に直面している*14」，と述べ，保護貿易主義への警戒感を顕わにしている。このような保護貿易主義に対する警戒感は，2001 年まで一貫して継続することとなった。そのことは，『1981 年版』における「今後の世界経済の発展のためには，多角的な自由貿易体制の維持・強化の面から，保護貿易主義を排し，自由・多角・無差別を原則とする GATT 機能の強化を図ることが求められている*15」，という記述や，『1991 年版』における「米国経済の退潮の中で，国際的に保護主義が顕在化することが強く懸念される*16」，という記述からも伺える。そして，日本が最も警戒していたのは，アメリカの保護貿易主義的な行動であった。

アメリカの保護貿易主義的な動きは，この時期以前からみられた動きである。例えば，『1971 年版』では，「1967 年のケネディラウンド妥結のころからアメリカ国内の保護貿易の気運はたかまりをみせはじめた。(中略) アメリカ国内の保護貿易の気運は 70 年に入り最高潮に達した観がある*17」，と述べられている。このことから，アメリカで台頭した保護貿易主義に対する通産省の警戒は 1960 年代末から一貫して続く懸念材料であったといえる。

しかし，1980 年代にはいると，アメリカの貿易摩擦の対象は日本だけでなく，欧州共同体（EC）にまで拡大した。また，アメリカの保護貿易主義的な動きが，途上国による保護貿易主義的な動きを呼ぶなど，世界的に波及する傾向が見られた。『1983 年版』では，「世界経済に最大の影響力を有するアメリカにおける保護貿易主義的措置は，それ自体他国に与える影響が大きいのみならず，世界が自由貿易体制の牽引車を失うという意味においても，世界経済に大きな影響を与え，後にみるように自由貿易体制を揺るがす一因ともなっている*18」，と述べて，アメリカの保護貿易主義的な動きが強まる中，そのような動きが他国へも波及することを警戒している。

このようなアメリカによる保護貿易主義的な動きが拡大した背景には「アメリカ経済の相対的地位の低下がひそんでい*19」た。1980 年代から 90 年代初頭まで，アメリカの実質経済成長率は，平均 2.4%にとどまった。さらに，図表 2 からわかる通り，1980 年，82 年，91 年にはマイナス成長を記録した。また，図表 3 からわかる通り，1976 年に貿

＊13　後述するように，このような考えが，『通商白書』で謳われるのは，『1983 年版』からである。『1982 年版』では，「我が国経済の安定的発展のためには，今後とも我が国経済にとって不可欠な物資を海外から安定的に確保するとともに，これらに必要な外貨の獲得とより一層の国民生活の向上を図るため，海外に広く製品の輸出市場を求めていかざるをえない」，と記述されており，輸出志向的な考えが残存している。

このように，通産省が輸出の拡大自体を否定する姿勢に転換したわけではない。輸入も同様に拡大することによって，より「均衡」的に貿易を拡大する方向へシフトした，というのが正確であろう。

＊14　『1981 年版』383 頁。

＊15　『1991 年版』 8， 9 頁。

＊16　『2001 年版』177 頁。

＊17　『1971 年版』159 頁。

＊18　『1983 年版』142 頁。

＊19　『1983 年版』142 頁。

図表 2　経済成長率の変遷（%）

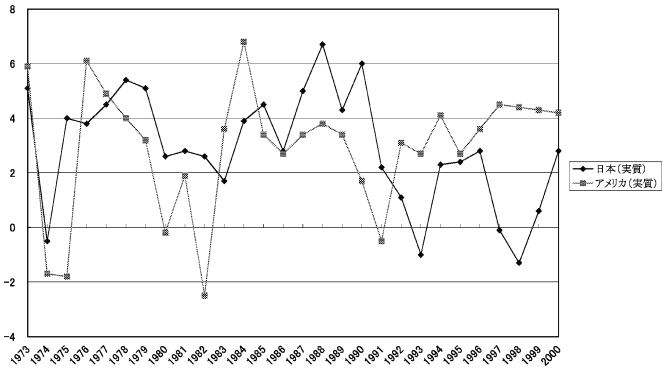

出典：日本については三和良一・原朗編『近現代日本経済史要覧』補訂版，東京大学出版会，2010 年 32 頁，アメリカに関しては，『通商白書』各年版を参考に作成した。

図表 3　日米各国の貿易収支の変遷（百万ドル）

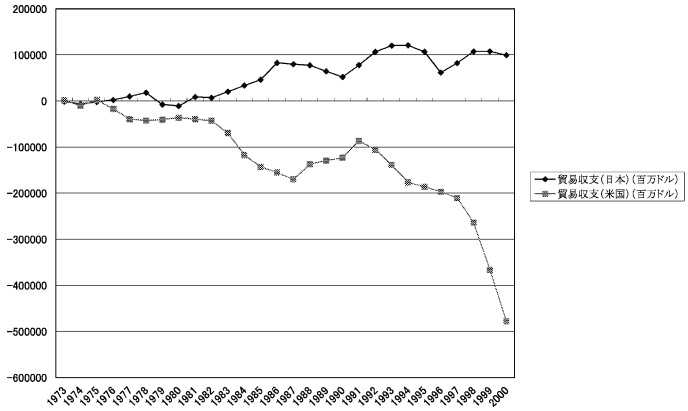

出典：日本については，総務省統計局・統計研修所統計データ（http://www.stat.go.jp/data/chouki/18.htm 2011/4/28），アメリカについては，国際連合統計局編『貿易統計年鑑』より作成。
注 1：日本の 1995 年以降は，デリバティブ取引計上方法見直し後の数値。
注 2：アメリカの統計については，輸出は F. O. B.，輸入は C. I. F.。

易収支がマイナスに転じて以降，貿易収支の赤字が継続した。

一方，アメリカ経済の不振は，各国経済にもマイナスの影響を与え，それが各国の保護貿易主義的な動きを生み出す要因の一つとなった。この時期の対日貿易摩擦は，アメリカだけでなく，EC 等の欧州各国でも生じていたのである。

それでは，アメリカ及び欧州各国は日本に対しどのような要求・措置を行い，それに対して，日本政府（通産省）は，どのような主張を行ったのであろうか。『通商白書』による記述を参考に以下で検討していきたい。

㈠　アメリカ・EC の主張

先述したように，アメリカの保護貿易主義的な行動の対象は，この時期，EC 等にも広がっていた。とはいえ，日本がその対象からはずれたわけではない。むしろ，それまでみられた輸出自主規制等の単純な輸出入の数量調整から，内需の拡大や市場の開放等，日本経済の構造変革要求へと対象を拡大・深化させていった。

図表 4　日本の対米貿易額の推移（ドル換算）

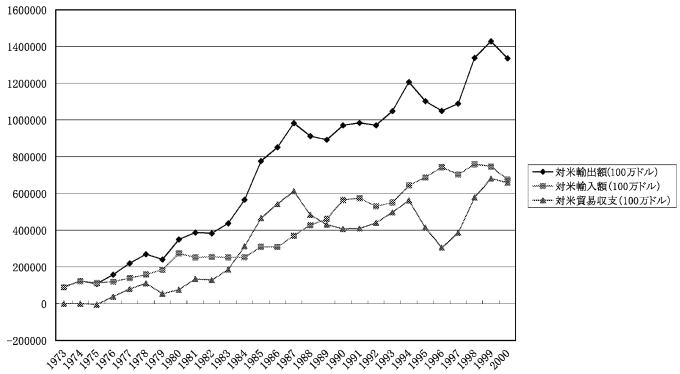

出典：日本については，前出「総務省統計局・統計研修所統計データ」，アメリカについては，前出『貿易統計年鑑』，より作成。
注 1：対米輸出入額及び貿易収支の 1995 年以降は，デリバティブ取引計上方法見直し後の数値。
注 2：輸出は F. O. B.，輸入は C. I. F.。

アメリカ国内での保護貿易主義的な思想は 1960 年代末からみられた現象であり，通産省はそれに対して懸念の意を示していた。しかし，当初の経済摩擦は，主に集中豪雨的輸出と呼ばれた日本の輸出の急増に対するアメリカ国内の関係業界からの反発に端を発するものであった*20。この場合の関心は日本からの輸入をいかに抑えるかという点にあったため，日本の関係業界による輸出自主規制という方法によって，その場では鎮静化したのである。

しかし，1970 年代後半よりアメリカの要求は，輸出自主規制のような水際の対策から，日本の輸入拡大とそのための日本市場の開放という，構造的な対策へと変化していった。この理由として，国際的に貿易収支不均衡を是正する考えが広がったこと，日本の対米・対 EC 貿易の不均衡が，1970 年代後半以降，年々拡大していったこと，などがあげられる。この考えが広がる中，図表 4 からわかる通り，1970 年代後半からトレンドとなった日本の対米黒字は 1980 年代に急激に拡大していった。このため，対日要求は従来の輸出を抑制するものから，国際収支不均衡を改善するために日本市場の拡大を要求する，構造的なものへと変化したのである。

カーター政権は，1970 年から 73 年にかけてニクソン政権の経済顧問を務めたホイットマンによる「機関車論*21」をベースとして，1976 年より，日本政府に対して，①貿易政策（輸入市場の開放），②為替政策（より一層の円高），③財政政策（国内経済の刺激）の三分野における政策変更を求めた*22。それに対して，日本政府は，7％の経済成長目標を設定し，それに向け，1978 年度の予算を景気刺激型のものとした。一方，為替レートに関しても，日本政府は従来の方針を改め，

＊20　代表的な品目として，60 年代からの繊維・鉄鋼，70 年代からのカラーテレビ 80 年代からの自動車，半導体，工作機械，ベアリング，があげられよう。

＊21　機関車論とは，西ドイツ，日本，アメリカの三国が「機関車」として世界経済の回復に貢献するため，輸出の増加ではなく，国内需要を刺激する政策を講じることによって雇用と生産の水準を回復させていくことが理想である，という考え。

＊22　I. M. デスラー・佐藤英夫，丸茂明則監訳『日米経済紛争の解明』，日本経済新聞社，1982 年，307 頁。

図表５　日本の対米輸出入額（円換算）

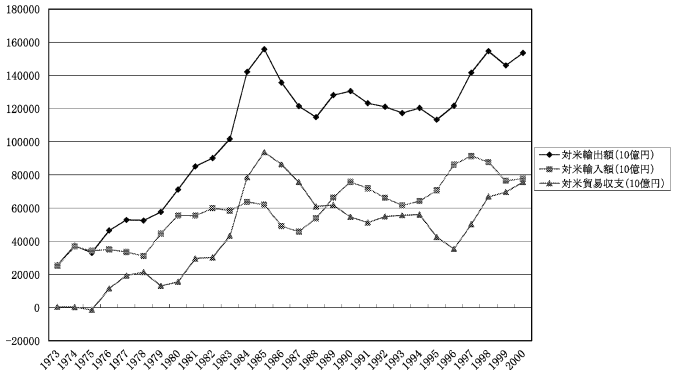

出典：日本については，総務省統計局・統計研修所統計データ（http://www.stat.go.jp/data/chouki/18.htm 2011/04/28），アメリカについては，国際連合統計局編『貿易統計年鑑』より作成。
注１：対米輸出入額及び貿易収支の 1995 年以降は，デリバティブ取引計上方法見直し後の数値。
注２：輸出は F. O. B.，輸入は C. I. F.。

1970 年代後半の急激な円高に対する介入を放棄した*23。

以上の政策がどれほど寄与したかは不明だが，1978 年から，日本経済は内需を中心とした成長を遂げた。目標としていた７％には届かなかったものの，「78 年は我が国経済にとって物価安定が続くなかで，石油危機以降初めて内需を中心とした着実な景気回復が進んだ年*24」となったのである。また，円相場も，1970 年代後半に急速に高騰し，戦後初めて１ドル 200 円台を割り込むこととなった*25。このような状況下で，日本の輸出が伸び悩む一方，輸入は拡大し，1979 年，1980 年には，貿易収支は赤字*26 を記録した。

ただし，この貿易収支赤字の要因を上述した政策の影響だけに求めるのは適切ではない。なぜなら，1979 年，1980 年の貿易収支悪化は，『1980 年版』及び『1981 年版』でも指摘されているように，大幅な黒字不均衡調整の影響だけでなく，第２次石油危機による輸入原油価格の高騰が最大の要因と考えられるからである*27。

その第２次石油危機による物価の上昇は，同年の冷夏とあいまって民間消費支出の停滞をもたらし，図表２からわかるように，日本の経済成長率は，1980 年以降，それ以前の次期と比較して，相対的に低水準で推移した。

一方，民間消費支出の停滞は，輸入の停滞をもたらした。特に，1980 年以降，対米輸入額は停滞した。図表５からわかるとおり，日本の対米輸入額は，1980 年以降，円ベースでほぼ横ばいに推移した*28。一方，対米輸出額は急激に上昇し，これにより，対米貿

＊23　前出デスラー・佐藤『日米経済紛争の解明』326 頁。
＊24　『1979 年版』214 頁。
＊25　その後，1978 年 11 月にアメリカ政府がドル防衛策を実施したこと等により，１ドル 250 円台を軸に乱高下を繰り返した。
＊26　総務省統計局データによる。なお，『1981 年版』のデータ（172 頁）では，経常収支では赤字を記録しているものの，貿易収支では黒字を維持している。
＊27　『1980 年版』120 頁及び『1981 年版』171 頁。
＊28　一方，円ベースで見た場合，1980 年代前半における日本の対米輸入は 1970 年代後半に比べ，増加している。ただし，この時期，ドル独歩高の影響で円は弱含みで推移しており（図表６），ドルベースで換算すると，日本の対米輸入は，1980 年をピークに停滞，あるいは，下落傾向にあった。（図表４）

図表 6　対ドル為替レートの変遷（円：1米ドル）

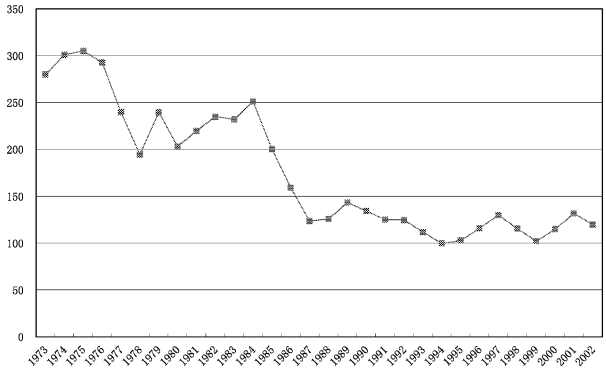

出典：国際連合統計局編『国際連合世界統計年鑑』原書房，各年より作成。
注 1 ：数値は期末の値。
注 2 ：数値は中間レート。

易黒字は，1980 年代に入り，急速に拡大していった。この対米貿易黒字の拡大は，アメリカによる対日批判を生み出す温床となった。

これに加えて，1981 年のレーガン政権の誕生以降，アメリカ政府は，日本への市場開放圧力を強めていった。対外的に自由貿易主義志向を鮮明にしていたレーガン政権が，輸出自主規制の志向を残しつつも，貿易相手国に市場開放・輸入促進を求める姿勢を強化したためである。1982 年 2 月，レーガン大統領は，経済摩擦改善のために訪米中であった江崎真澄自民党国際経済対策特別調査会長に対して，「日本の市場開放が不十分であるとの不満をもらし相互主義に理解を示」す旨，発言した*29。

一方，この時期，EC も日本に対して，市場開放圧力を強めることとなった。EC による対日圧力増強の背景には，アメリカと同様，経済成長の停滞と対日貿易収支の悪化があった。EC 諸国経済は，1970 年代後半から停滞しており，1981 年にはマイナス成長を記録した*30。（図表 7 ）また，対日貿易収支についても，アメリカほどの急激な変化はないものの，1970 年代後半以降常に日本側の黒字で推移した。（図表 8 ）このような状況下で EC 諸国もアメリカ同様，日本への批判を強めていったのである。

それでは，アメリカや EC 諸国は具体的にどのような主張を行っていたのであろうか。『1982 年 版』 で は，EC が GATT23 条 に 基づいて行った対日協議開始のための理由書をもとに，①日本の輸入額に占める製品の比率，すなわち製品輸入比率が低く，これを欧米先進国並みの水準に引き上げるべきである，②日本の製品輸入が拡大しないのは，日本の市場が外国製品に対して閉鎖的であるからであり，早急に市場を開放すべきである，という二点が指摘されている*31。同時に，日本の市場が閉鎖的である要因として，①検査手続，許認可基準等，輸入に関係した手続が複雑であること，②流通制度が複雑であること，③日本の企業集団における寡占体制が排他的であること，等の「非関税障壁」の存在が指摘されている。

㈼　日本の主張と対応

以上でみたようなアメリカ及び EC 各国の主張に対して，日本はどのような主張を行っ

＊29　『毎日新聞』1982 年 2 月 25 日付。
＊30　『1982 年版』 8 頁。
＊31　『1982 年版』263 頁。

図表 7　EC 経済成長率の変遷（%）

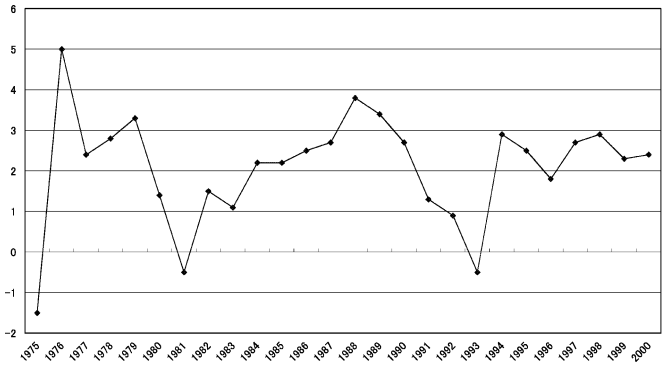

出典：『海外市場白書』各年版，日本貿易振興会，『世界と日本の貿易』各年版，日本貿易振興会，『ジェトロ白書貿易編』各年版，日本貿易振興会より作成。

図表 8　対 EU 貿易額の推移（100 万ドル）

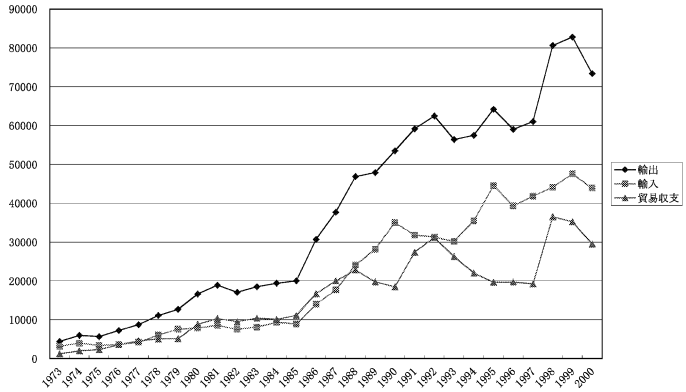

注：原文では，1995 年より円ベースで表示されていたため，各年毎の平均為替レートを参考に，ドルベースへと改めた。
出典：日本関税協会編『外国貿易概況』各年版より作成。

たのであろうか。以下でみていきたい。

国際収支の不均衡を是正し保護貿易主義を排除するための方策として，日本の輸入拡大が必要である，という認識は，通産省も有しており，その点でアメリカや EC 諸国と差違はなかった。

先にみたように，日本政府及び通産省の基本目標は「世界経済の調和ある発展と自由貿易体制の維持」であり，その基本目標を実現するための日本の役割として，通産省は輸入の拡大をあげていたのである。『1982 年版』では，世界経済の長期的かつ安定的な発展のため，「内需拡大・市場開放・技術開発等の面で積極的に貢献*32」する必要がある，と述べられている。また，『1985 年版』では，自由貿易体制の堅持と世界経済全体の安定的発展のために，①輸入の拡大，②内需を中心とした持続的経済成長の達成，③新ラウンドの推進，④産業協力の推進等に努めることが重要である，と述べられている*33。

＊32　『1982 年版』402 頁。
＊33　『1985 年版』301 頁。

しかし，日本市場の閉鎖性については，対日批判を行う各国と日本の間には認識のズレが生じていた。批判国が日本の市場を閉鎖的な市場と見なしていたのに対し，通産省は，当初，日本の市場は十分に開放的である，という認識を持っていたのである。『1982 年版』では，「我が国の市場は，工業品については，欧米各国と比較しても遜色のない開かれた市場となっている」，と主張されている*34。

しかし，1980 年代に入り，アメリカや EC 諸国からの対日批判はますます高まっていった。そのため，日本政府としても何らかの目に見える形での対策が必要となった。さらに，自由貿易体制から大きなメリットを受けていた産業界からは，市場開放政策を求める声も上がっていた。そこで，日本政府は，内需の拡大を図るため，非関税障壁の除去を中心とする市場開放政策を採用することとなった。

1983 年 1 月 13 日，日本政府は，経済対策閣僚会議において，5 項目の市場開放対策を決定し，これに即して市場開放政策を次々と実施するとともに，輸入にインセンティブを与えるための政策を実施した。

さらに政府は，1985 年，関税引き下げや輸入手続改善などの市場開放を 3 年以内に実行する，アクション・プログラムを実施した。しかし，同プログラムの発表にもかかわらず，レーガン政権は通商法 301 条の発動を決定した。その点から，対外的なアピールという点では，同プログラムの効果は限定的であったといえる。一方で，通産省自身は，市場開放という点で，この政策に一定の評価を与えていた。そのことは，『1988 年版』における，「我が国は，これまで累次にわたる対外経済政策及び 1985 年 7 月に策定された『市場アクセス改善のためのアクション・プログラム』等を実施し，既に制度面では国際的に十分開かれた市場となっている*35」，という記述から伺える。

しかし，日本の市場開放政策にもかかわらず，1980 年代前半の対米貿易不均衡は改善の兆しを見せなかった。なぜなら，日米間の貿易収支不均衡は基本的にアメリカの高金利・ドル高政策に起因していたと考えられるからである。つまり，両国の不均衡改善のためには，その原因を日本だけでなく，アメリカの構造にも求める必要があった。

通産省は徐々にこの考えをはっきりと主張するようになっていった。『1989 年版』では，「対外不均衡の是正に必要なアメリカ経済の構造調整」という節を設け，対外不均衡の原因としてのアメリカ経済構造分析を行っている*36。その中で，通産省は，「アメリカの対外不均衡拡大の背景には民間・政府両部門における超過需要構造，国内製造業における供給能力不足に加え，企業の短期業績指向，マネーゲーム的色彩の濃いM＆Aの活発化等の企業の経営戦略にも問題点があると思われ，貿易収支赤字削減等対外不均衡の是正には企業の長期的視点に立った経営戦略の見直しも期待される*37」，と結論づけている。また，『1990 年版』では，不均衡の原因を① 1980 年以降におけるアメリカのマクロ経済状況，②日本の輸出産業が有する強い価格競争力やコスト削減努力，新商品の開発・提供による産業の維持・拡大，多国籍企業のアウトソーシングの影響が極めて大きいアメリカの企業行動等を原因とした，国際競争力，企業行動の差異，としている*38。いずれにせよ，アメリカ国内の経済構造あるいはアメリカ企業の行動様式を原因としてあげており，ここから，通産省が日米の対外不均衡の原因をアメ

＊34　『1982 年版』266 頁。

＊35　『1983 年版』83 頁。
＊36　『1989 年版』205～238 頁。
＊37　『1989 年版』224 頁。
＊38　『1990 年版』64 頁。

リカ側に求めていることがわかる。

もちろん，通産省は，対外不均衡の原因をアメリカだけに求めるようになったわけではない。同年の『1989 年版』には，「貿易の拡大均衡を目指しつつ構造調整を円滑かつ速やかに実現していくためには，内需主導型の持続的成長を図っていくことが引き続き重要な課題である*39」，と述べられている。ここから，これまでと同様に，通産省は日本の内需拡大が対外不均衡の解消につながるというスタンスを維持していたといえよう。しかし，これまで明示的でなかったアメリカの経済構造に対して言及し始めたことは注目に値する。このことは，通産省がそのスタンスを若干修正したものととらえて問題ないであろう。それでは，このような通産省の変化はなぜ起こったのか。

通産省のスタンスの変化を引き起こした一番の要因は，内需の拡大が数値の上で明確になったためであろう。図表 9 からわかるとおり，「88 年の我が国経済は，民間設備投資，個人消費とが相互に牽引される形で盛り上がりを示し，外需の寄与度は 3 年連続してマイナスとなる中で，内需の寄与度が更に高まるなど，引き続き内需主導型の順調な拡大を続けた*40」。また，図表 4 からわかるとおり，

図表 9　実質経済成長率と需要項目別成長寄与度（%）

項目		1985	1986	1987	1988
実質経済成長率		4.9	2.5	4.5	5.7
内需寄与度		3.8	3.9	5.1	7.6
	民間需要	4.1	2.8	4.8	6.9
	公的需要	−0.3	1.0	0.3	0.6
外需寄与度		1.1	−1.4	−0.6	−1.9
	輸出等	1.1	1.0	0.7	1.4
	輸入等	0.0	−0.4	−1.3	−3.3

出典：『1989 年版』第 2 − 1 − 1 表より作成。

ドルベースでは，日本の輸入は一定程度の拡大を続けていた。また，第二の要因として，為替レートの変化があげられる。円は，1985 年のプラザ合意以後，1984 年の 1 ドル 251 円から 1987 年の 123 円まで，急激にその価値を上昇させた。（図表 6 ）以上の二点から，先述した，「機関車論」で要求されていた，①輸入市場の開放，②より一層の円高，③国内経済の刺激＝内需の拡大は，ある程度達成されたといえる。日本政府，通産省としては，アメリカ政府の要望にはある程度応えた，という感覚が生まれてもおかしくなく，それが，次はアメリカがするべきことをすべき，という考えを引き起こしていたとも推測できる。

以上のように日本政府―通産省が国内市場の開放度に一定の自信を持つ一方で，アメリカの対日批判は軽減されず，むしろ強まっていった。その状況下で，通産省がアメリカの動きを保護貿易主義的なものとして，警戒感を強めていくのはむしろ自然な流れといえる。1988 年頃より，通産省はアメリカの保護貿易主義的行動に対する警戒心を顕わにしていった。特に，通商法 301 条とその後のスーパー301 条*41 に対しては，『通商白書』内でも，その適用について，相当の警戒を抱いていた。『1991 年版』では，「アメリカの通商法 301 条に基づく報復措置などは，認定から措置までの一連の行為が国際ルールから逸脱して行われる可能性があり，重大な問題を持つものである*42」，と述べられている。また，『1995 年版』では，「スーパー301 条や競争法の域外適用等のアメリカの動きは，運用次第では，一方的な制裁措置になりうるものがあり，また，直接的な制裁効果は持たないものの，それらが背景となり，間接的な威嚇手段として使用される可能性を含むものがある。

＊39　『1989 年版』結び。
＊40　『1989 年版』85 頁。
＊41　1988 年より施行された「包括通商・競争力強化法」の対外制裁に関する条項の一つ。
＊42　『1991 年版』では，110 頁。

したがって，日本としては，このようなアメリカの動き及びこれらの運用を注視していく必要がある*43」，と述べられている。

以上のように，通産省は，1980 年代後半から 1990 年代前半にかけて，アメリカの対日圧力とそれに付随した保護貿易主義的行動に対し，批判的な姿勢を強めていた。しかし，1990 年代の後半には，その語気は弱まることとなった。

㈥　1990 年代後半以降の変化

『1996 年版』から『2000 年版』において，通産省のアメリカ保護貿易主義に対する懸念は明示的ではない。その要因として，この時期には，アメリカからの目立った対日圧力が存在しなかったことがあげられよう。アメリカの対日圧力が弱まった理由として，第一に，この時期のアメリカ経済が総じて 4 %を超える安定した成長を記録したことがあげられる。一方，日本の成長率は，1998 年，1999 年にマイナス成長を記録するなど，対照的な動きを見せた。（図表 2 ）第二に，日本企業の対米進出が一定程度アメリカの雇用創出に貢献したことがあげられる。日本の海外現地企業のアメリカでの雇用数は，1986 年の 20 万 8601 人から，1997 年には 81 万 2400 人へとほぼ 4 倍に増加した*44。また，アメリカの就業者数は，右肩上がりで上昇し，失業率は 1997 年 4 月には 4 %台となった。このように，1990 年代の半ばの時期には，対米進出した日本企業の現地雇用数は着実に増加し，それと平行してアメリカの失業率も低下していった。

もちろん，アメリカの失業率の低下と日本企業の現地雇用が単純に結びつくわけではない。1995 年のアメリカの就業者人口は，推計約 1 億 3000 万人であり，日本企業への就業者はそのうちの 0.6%にすぎない。よって，この数字を見る限り，日本企業の雇用への影響は限定的なものであったといえる。また，1980 年代末にはアメリカ国内で，外国企業による雇用創出がアメリカ国内企業の倒産をもたらす，あるいは，日本企業はマイノリティの雇用創出に貢献していない，という批判も存在した*45。

その一方で，1987 年末にアメリカ国際貿易委員会がアメリカ上院財政委員会に提出したレポートでは，日系企業の進出と雇用者の増加との相関関係について正確には把握できないとされながらも，日本の自動車部品メーカーがアメリカ自動車部品工業の雇用創出に貢献している点が指摘されている*46。いずれにせよ，日本企業の現地化と雇用の創出が確実に伸長し，アメリカの雇用環境が改善した事実は，たとえ両者の関連性が薄くとも，それまでの批判を緩和させる効果をもったと思われる。

このように，アメリカ経済の好況と日本企業の現地化の進展により，対米貿易摩擦は相当程度緩和された。もちろん，アメリカの保護貿易主義に対する日本政府の懸念が完全に払拭されたわけではない。『1997 年版』では，1985 年のレーガン政権による「新通商政策」を自由貿易の推進するツールと自国の通商上の利益を追求するツールを使い分ける政策と規定したうえで，「その後の米国の通商政策はいずれもこのライン上に展開されることになる*47」，と述べられている。とはいえ，そのトーンは相当程度弱まっていたのは確かである。

＊43　『1995 年版』237～238 頁。
＊44　日本貿易振興会『世界と日本の海外直接投資』，1988 年版，38 頁及び日本貿易振興会『JETRO 投資白書』2000 年版，92 頁。
＊45　前出『JETRO 投資白書』1990 年版，48～50 頁。
＊46　『1988 年版』199 頁。
＊47　『1997 年版』126 頁。

小括

以上みてきたように，経済における国際的な地位の低下にともない，アメリカは保護貿易主義的な姿勢を強めていった。日米の貿易摩擦の歴史は決して浅くはないが，この時期のアメリカの対日要求は，それまでの単純な輸出数量の制限を求めるものから，日本の輸入拡大とそのための市場開放及び日本の経済構造そのものの変革を求めるものへと変化していった。

これに対し，通産省は，日本の市場がすでに開放的であるという認識を持ちながらも，貿易摩擦の回避のため，輸入の拡大とそのための更なる市場開放を進めていった。また，対米摩擦の要因の一つといわれた為替レートも 1985 年のプラザ合意以後，大幅に円高へとシフトしていった。

しかし，このような状況にもかかわらず，日本の対米黒字は減少することなく，むしろ増加した。そのため，レーガン政権は，スーパー301 条の制定に代表されるように，対日圧力を強めていった。これに対して，市場開放対策の効果と内需の拡大に一定の自負を抱いていた通産省は，貿易不均衡の要因をアメリカ経済の構造にも求めるようになった。同時に，通産省は，アメリカの保護貿易主義的な動きに対し，警戒感と不快感を強めた。

以上のような摩擦は，1990 年代中盤以降，緩和された。この背景には，アメリカ経済の好調と日本経済の停滞がある。これにより，アメリカの対日圧力は大幅に緩和した。このため，通産省は，アメリカの保護貿易主義的な動きについて警戒感を抱き続ける一方，そのトーンを弱めたのである。

2-2　地域主義の進展と各国間交渉

㈠　地域統合に対する通産省の初期のスタンス

地域統合は，保護貿易主義と並んで，通産省が自由貿易の障害として警戒していた問題である。EC の市場統合を前年に控えた 1991 年から，地域統合に対する通産省の懸念は始まった。『1991 年版』では，「経済統合はそのあり方によって世界経済に良い影響も悪い影響も与えるが，経済統合がその方向を誤ると，世界経済・貿易を大きく縮小させる危険がある*48」，として，「今後，経済統合のプラス面を引き出し，マイナス面を極小化するために，経済統合が満たすべき条件について，多国間での規律を強化していくことが重要*49」である，と述べられている。また，『1993 年版』では，「地域統合を世界的自由貿易体制への現実的なステッピングストーンと位置づけることも可能であるが，地域統合はセカンドベストであり，グローバルな視点から経済厚生の最大化を追求するマルチ交渉を補完するものではあり得ても代替するものではない*50」，という評価を行っている。

このように，通産省の地域統合に対する当初のスタンスは，メリット・デメリット双方を認めながら，デメリットをより強調するものであった。地域統合が徐々に拡大することで世界的自由貿易体制へ移行する可能性を認めながらも，地域統合はあくまでも「セカンドベスト」であり，世界的な経済厚生を最大化しうるのはマルチ交渉である，と認識していたのである。

この考えの背景には，国際的な貿易摩擦を解決する手段として，GATT 及び WTO を重視する通産省の姿勢があった。通産省は GATT を「貿易面での国際秩序としての大きな役割を担う*51」存在としてとらえていたし，WTO についても，「広範な通商問題を取り扱い紛争を解決する場として，名実ともに世界通商システムの中核たる機関*52」

＊48　『1991 年版』102 頁。
＊49　『1991 年版』107 頁。
＊50　『1993 年版』 2 頁。
＊51　『1992 年版』222 頁。
＊52　『1998 年版』137 頁。

図表 10　アンチダンピング措置調査件数（EU）

	1988	1989	1990	1991	1992	小計	1993	1994	1995	1996	1997	小計
件数	20	15	29	17	37	118	21	43	32	24	43	163
増減比(%)	—	−25	93	−41	118	85	−43	104	−26	−25	79	16

出典：経済産業省通商政策局編『不公正貿易白書』1994 年版，120 頁及び同 1999 年版，74 頁。
注：増減比の小計は対象期間の増減比を相加平均したもの。

と考えていたのである。このため，通産省は，「WTO 協定との整合性について明確に判断されていない地域統合が広ま」り，「多角的通商システムのルールと手続きに対する信頼性を失わせ，WTO を形骸化することにつながる可能性*53」に対して，警戒感を強めていたのである。

以上のような地域統合に対する評価から，通産省の EU 及び NAFTA に対する評価は必然的に辛いものとなった。通産省の地域統合に対する懸念は，この時期主にこの 2 地域への言及で表れている。そこで，以下では，この 2 つの地域統合に対する通産省のスタンスを考察してみたい。

(イ)　EU

まず，EU について。『1993 年版』において通産省は，「EU の通商政策については域内の物理的，技術的，及び財政的障壁の除去が進められた」，と一定の評価を与える一方で，「EU は，アンチ・ダンピング制度を積極的に活用しており，濫用が保護主義につながらないよう注意が必要*54」，と警戒感を示していた。また，同じく『1993 年版』で，EU が巨大な統合市場へと発展する可能性があることから，域内各国間での貿易や直接投資の重要性が高くなり，域外国の重要性は相対的に低くなりがちであるとして，「EU が，域内経済および EFTA 諸国などの特定の地域経済で完結し，域外との通商関係の維持改善を省みなくなるのではないかとの懸念*55」を表している。

ここから，通産省の EU に対する懸念は，①アンチダンピング措置の濫用，②域外貿易との取引減少の二つであると思われる。以下では，この懸念の妥当性について簡単に考察してみよう。

前者について。図表 10 は EU が成立した 1993 年を境とした，アンチダンピング措置調査件数の推移を表したものである。これが示すとおり，1993年以前と比べ，以後の方が件数自体は増加しており，その意味では通産省の懸念が現実のものとなっているといえる。しかし，1988 年から 1992 年までの増加率と 1992 年から 97 年までの増加率を比較すると後者の方が小さい値を示している。ここから，EU 成立以後，アンチダンピング措置調査について，件数自体は増加しているものの，その伸びは低く抑えられている，ということもできる。その意味では通産省の懸念は杞憂に終わったといえよう。また，図表 11 からわかるとおり，アンチダンピング措置調査件数は，世界全体で増加しており，EU 地域内のアンチダンピング件数の増加が地域統合を原因としているとは言い切れない。そもそも，地域統合とアンチ・ダンピング制度の活用は，それぞれを考えれば，別の次元の話であり，地域統合がなされたから，アンチ・ダンピング制度が活用されるわけではない。この主張を行うのであれば，地域統合によりアンチ・ダンピング制度がより活用されるという，両者の相関を説明せねばならないであろう。

＊53　『1996 年版』83 頁。
＊54　『1993 年版』 5 頁。
＊55　『1993 年版』第 1 章第 1 節 2 。

図表 11　アンチダンピング調査件数

	1969～1974	1975～1979	1980～1984	1985～1989	1990～1994	1995～1999	2000～2004
米国	125	140	146	219	249	134	220
増減	—	12%	4%	50%	14%	−46%	64%
EU（EC）	19	55	138	101	147	186	117
増減	—	189%	151%	−27%	46%	27%	−37%
カナダ	42	74	176	115	90	56	77
増減	—	76%	138%	−35%	−22%	−38%	38%
豪州	—	120	242	180	252	101	71
増減	—	—	101%	−26%	40%	−60%	−30%
その他	39	64	10	74	231	794	928
増減	—	64%	−84%	640%	212%	244%	17%
合計	225	453	712	689	969	1271	1413
増減	—	101%	57%	−3%	41%	31%	11%

出典：前出『不公正貿易白書』1996 年版，通商産業調査会出版部，1996 年，106 頁及び経済産業省 HP（http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g60411a2-5j.pdf:2007/02/06）より作成。

図表 12　EU の域内・域外貿易

平均増加率（%）						域内・域外貿易比率（%）					
85～90 年			90～99 年			85 年		90 年		99 年	
域内	域外	世界	域内	域外	世界	域内	域外	域内	域外	域内	域外
18.5	11.9	16.0	3.6	5.5	4.3	58.3	41.7	65.9	34.1	62.1	37.9

出典：『2001 年版』171 頁。

一方，後者について。図表 12 からわかるとおり，EU の域内外の貿易は，通産省の懸念とは逆に，1990 年代において，むしろ域外が増加している。『1993 年版』における通産省の懸念は，1993 年時点での貿易関係国数や貿易相手先集中度を単純に観察したものであり，実際に地域統合が域内外の貿易にどのように影響するのか述べていない。そのため，上記の二点に関して，通産省の懸念は，結果的に杞憂に終わったといえる。

㈠　NAFTA

NAFTA に対して，通産省は，「①域内経済成長を高め，②貿易の保護的な措置の廃止・縮小，③既得権益化した保護政策の継続に終止符が打たれることにより，将来のより普遍的な自由貿易秩序の形成を促進するメリットがあり得る一方で，①域外国からの輸入を域内国に切り替える貿易転換効果，②GATT の求心力の低下，③保護主義的手段の適用機会の増大，④バーゲニングパワー濫用の可能性等のマイナスの影響も想定しうる*56」，という評価を与えている。この評価は，EU に対しても同様であることから，通産省は，両者に対して同じような懸念を抱いていたといえよう。

一方，NAFTA に対してのみ生じていた懸念は，第一に，アジア諸国の海外市場の喪失である。NAFTA の形成によって，域内国企業と域外国企業の市場アクセスの格差が生じるという懸念は，EU の場合と同様である。ただし，EU のケースと異なり，NAFTA の成立によって，「これまでアメリ

＊56　『1992 年版』251 頁。

図表 13　NAFTA の域内・域外貿易

平均増加率（%）						域内・域外貿易比率（%）			
85～90 年			90～99 年			90 年		99 年	
域内	域外	世界	域内	域外	世界	域内	域外	域内	域外
9.6	11.9	10.9	10.7	4.7	7.5	53.9	46.1	62.1	37.9

出典：『2001 年版』168 頁。

図表 14　アメリカの対 NAFTA 諸国貿易

	輸出シェア（%）		輸入シェア（%）	
	1985	1997	1985	1997
カナダ	22.2	21.8	19.2	19.1
メキシコ	6.4	10.4	5.4	9.7

出典：『2001 年版』168 頁，第 4 － 3 －11 表より作成。

カの市場に依存する度合いの高かったアジア諸国に大きな影響を与える可能性*57」が懸念されている。

ここでの通産省の懸念は，日本自身というよりも主に東南アジア諸国に関するものであった。NAFTA の成立により，アメリカがメキシコ等との貿易を拡大すれば，発展段階が類似する東南アジアが，その分対米貿易を減少させる，と考えられたためである。また，アメリカが，「非公式に，NAFTA の利益は，アジアからメキシコへの製造拠点シフトを促進することにあることを示唆して」いることから，「北米から東南アジアへの直接投資が東南アジアからメキシコにシフトし」，「東南アジア諸国の貿易及び経済成長に大きなマイナス効果を与える」可能性が懸念されていた*58。実際に図表 13 からわかるとおり，1990 年代以降，NAFTA 各国は貿易相手を域外から域内へとシフトさせた。また，図表 14 から，アメリカが対メキシコ貿易を拡大させたことがわかる。このように，アメリカは，NAFTA 締結後，域内での貿易比重を高めていった*59。さらに，図表 15 からわかるとおり，アメリカの対アジア輸入は若干ながらも減少傾向にあり，対照的にメキシコからの輸入が増加している。

とはいえ，地域統合によって，通産省の懸念通りアジア各国がアメリカ市場を喪失したかどうかについては，留保が必要であろう。図表 16 は，マレーシアの全貿易額に占める対米貿易額の推移である。これを見る限り，確かに 1995 年から 97 年にかけては，輸出入ともに対米比率が減少傾向にあるものの，1998 年以降は再び上昇傾向を示している。また，1999 年以降，対米比率は再度減少しているが，輸出入額自体は，一旦落ち込んだ 1996 年から一貫して上昇していることが伺える。さらに，図表 15 からわかるとおり，アジア全体の比率の低下よりも日本の比率の低下の方が著しく，2000 年にはメキシコと比率が逆転している。しかも，先に見たように日本の対米輸出も，1998 年以降は増加傾向にあった。（図表 4）

加えて，同じく懸念されていた米国直接投資のアジアからメキシコへのシフトについても，図表 17 を見る限り，その傾向はみられない。もちろん，対アジア投資がほぼ横ばいに推移している点から，本来であれば，アジアへの投資がさらに増大していた可能性を摘み取ったという見方も出来る。しかし，図表

＊57　『1992 年版』260 頁。
＊58　『1992 年版』261 頁。
＊59　NAFTA と EU の差は様々なことが考えられるが，その一つに後述する，結成前の相互依存度があげられる。

図表 15　アメリカの輸入総額に対する地域別割合（%）

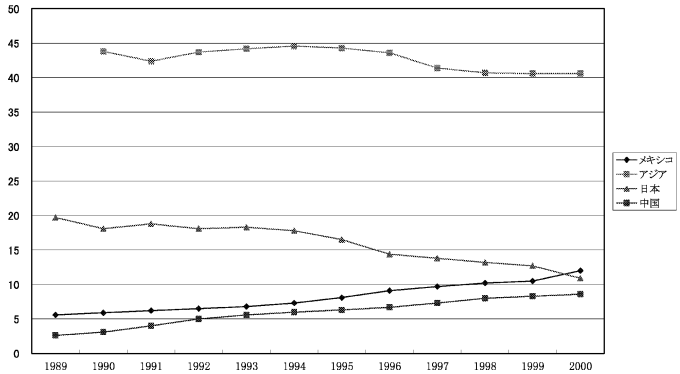

出典：前出『国際連合世界統計年鑑』各年版，より作成。

図表 16　マレーシア対米貿易額の推移（百万米ドル，%）

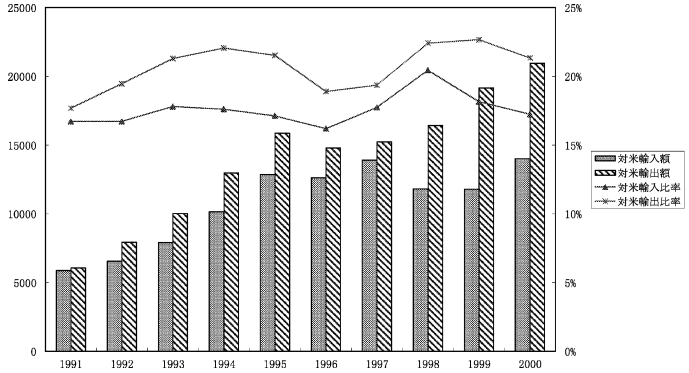

出典：前出『国際連合世界統計年鑑』各年版，より作成。

18 及び図表 19 からわかるとおり，少なくとも製造業に関しては，米国の対アジア地域投資は，着実に増加傾向にあり，中南米は減少傾向にあった*60。

以上より，確かに NAFTA の締結により，アメリカの地域内貿易は増加した。しかし，それは，通産省が懸念するような他の地域の貿易を浸食する形での増加ではなく，他の貿易の伸びを上回る形で進展したものであった。

NAFTA 締結に係る通産省の第二の懸念は，原産地規則の強化である。通産省は，「NAFTA には，自動車部品の現地調達比率を現在の 50%から 2002 年までに 62.5%へ段階的に引き上げるなど，GATT との整合性に疑義があり，今後の運用に注目するとともに，不適切な運用があれば改善を求めていくことが必要*61」，と述べるなど，NAFTA の原産地規則強化の動きに対して，強い警戒感を示していた。

ところで，原産地規則の問題については，NAFTA にも EU にも共通する問題である。それにも関わらず，通産省が特に NAFTA のそれを問題としたのは，両者の統合形態の

＊60　ただし，アメリカの直接投資は非製造業が大きな割合を占める。

＊61　『1994 年版』135 頁。

図表 17　米国の国・地域別対外直接投資の推移

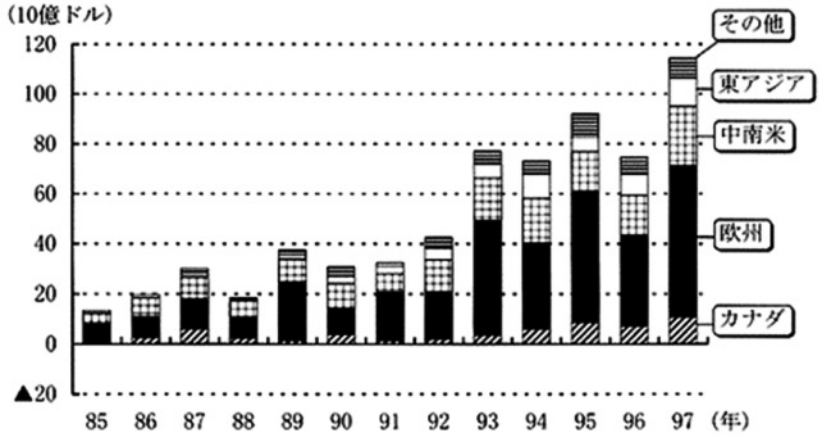

出典：『1999 年版』123 頁。

図表 18　米国の対東アジア直接投資の推移（製造業）

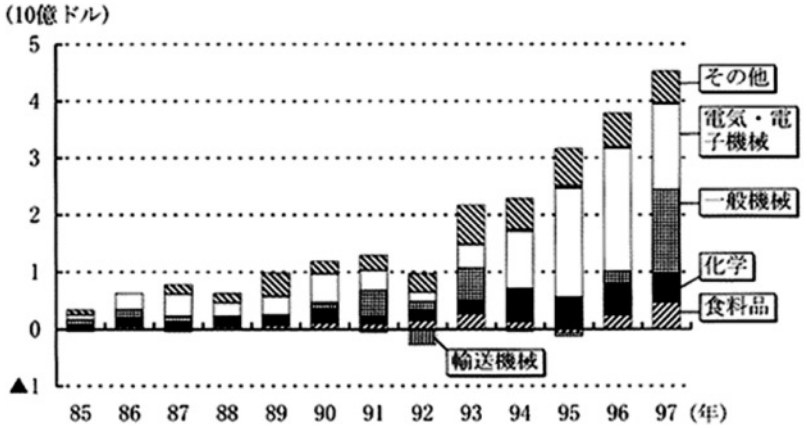

出典：『1999 年版』124 頁。

違いが大きい*62。NAFTA は，自由貿易地域であり，参加各国の対域外貿易政策は基本的に各国に任されるため，域外国にとっては域内の国境措置が存続することとなる。そのため，域外品は，関税の払い戻し等の特別の規定がなければ，一旦地域に入っても，国境を超える度に関税を払うことになり，域内外の差別的扱いは域内取引においても維持される。したがって，域外国は統一市場の規模の利益を制限され，域内国との競争条件の格差は関税同盟である EU のケースに比べて大きくなる。そのため，原産地規則は EU の場合以上に重要な意味を持つことになったのである*63。

以上のように，通産省の懸念は EU，NAFTA それぞれによって違いがあるもの

＊62　ただし，『1992 年版』では，EU 各国が原産地規則の恣意的解釈・運用の余地が増えている点を指摘し，これを批判している。

＊63　『1992 年版』262 頁。

図表 19　米国の対中南米直接投資の推移（製造業）

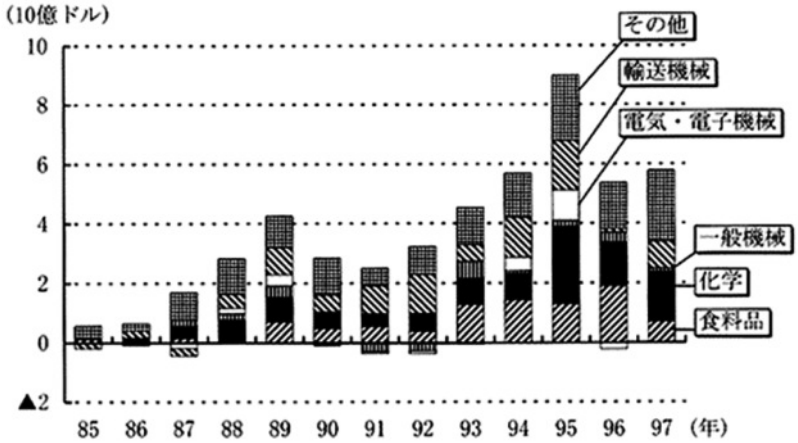

出典：『1999 年版』123 頁。

図表 20　地域統合の域内・域外に与える効果

	貿易創造効果	貿易転換効果	交易条件効果	市場拡大効果	競争促進効果	域内の所得拡大による域外への需要の増加	ネットの効果
域内	＋	－	＋	＋	＋		±
域外		－	－			＋	±

出典：『1996 年版』76 頁。

の，基本的には，地域統合によって自由な貿易が阻害されることを懸念していたといえよう。それでは，通産省は地域統合と域内外貿易の関係をどのように理解していたのであろうか。

㈡　地域統合の経済効果*64

『1996 年版』では，1980 年代以降における地域統合の経済効果として，以下の 5 つがあげられている。すなわち，①貿易創造効果*65，②貿易転換効果*66，③交易条件効果*67，④市場拡大効果*68，⑤競争促進効果*69，である。そして，それぞれの効果を足し合わせたうえでネットの効果がどうなるかで，地域統合が与える影響が決まる，としている。以上の説明を図で表したのが，図表 20 である。以下，この考えに沿って，域内・域外について，通産省の考えるそれぞれの効果をみていきたい。

＊64　以下，地域統合の経済効果については，『1996 年版』74～78 頁を参考にした。

＊65　域内の貿易自由化により関税等の障壁で妨げられていた域内の貿易が拡大し経済厚生にプラスの影響を与える効果を指す。

＊66　域内の自由化の結果，本来競争力のある域外からの輸入が域内の生産によって代替され，資源の効率的利用が阻害されるマイナスの効果を指す。

＊67　地域統合を形成する国が大国であり，その国の需要の変化が国際価格に影響を与える場合，①及び②の効果によって域外に対する需要が減少し，域外の輸出価格が低下（交易条件が悪化）する効果を指す。

＊68　地域統合に伴う市場の拡大により，規模の経済の存在する産業の生産拡大，最適立地が進展するプラスの効果を指す。

＊69　域内統合により域内の寡占産業がより競争的となり，価格支配力が低下し，域内の経済厚生が高まるプラスの効果を指す。

まず，域内について。ネットの効果は①貿易創造によるプラスの効果と②貿易転換によるマイナスの効果のそれぞれの大きさによって決定される。この時点では，ネットの効果がプラスになるかマイナスになるか明確には出来ない*70。しかし，④市場拡大効果，⑤競争促進効果はいずれも域内の効率的な資源配分を促進することで域内にプラスの効果を与え，しかも，それが長期にわたるため，当初の貿易転換によるマイナス効果をいずれ上回り，ネットでプラスの効果をもたらす可能性が高いといわれている。

一方，域外に与える影響について。②貿易転換効果及び③交易条件効果だけを考慮した場合，マイナスの影響が予想される。しかし，④市場拡大効果及び⑤競争促進効果によって域内の所得が拡大すれば，域外への財・サービスの需要が高まり，域外にプラスの影響を与える可能性がある。このため，域外の影響については，最終的に，前者のマイナス効果と後者のプラス効果の大小によって決定されることとなる。

その他，(ア)結合前に貿易の自由化が進み，域内の相互依存が高い場合には，貿易転換効果が相対的に小さくなる可能性及び(イ)地域統合の際，貿易障壁の除去だけでなく，制度のハーモナイゼーションが行われる場合，市場拡大・競争促進効果が大きくなり，域外へ均てんされるプラスの効果が大きくなる可能性がそれぞれ指摘されている。

この考えを前提にして，まず，EU に対する通産省のスタンスを考えると，『1993 年版』における通産省の懸念は，主に貿易転換効果及び交易条件効果に重点をおいた考えによって導き出されたものといえる。

ただし，(ア)及び(イ)については，EU を対象とした項目ともいえ，そうであるならば，通産省の EU に対するスタンスが変化していると考えることも出来る。後述するように，通産省の地域統合に対するスタンスが変化することから，これがその兆候であると判断することも可能である。しかし，その一方で『1996 年版』では，「WTO 協定との整合性について明確に判断されていない地域統合が広まっていくことは多角的通商システムのルールと手続きに対する信頼性を失わせ，WTO を形骸化することにつながる可能性*71」があり，「日本としては地域連携の動向を注視する必要がある*72」と述べられるなど，地域統合への警戒心は払拭されていない。ここから，統合後の EU がかえって域外との貿易を増加させた事実を説明する意味合いが強いのではないか，と推測される。

他方，NAFTA については，先に見たように，図表 13 から，貿易相手国の域内化が進んでおり，EU と対照的な様相を示している。これは，②，③が働く一方，EU のケースと異なり，(ア)及び(イ)の条件を有していないため，域外の国にとってはマイナスの効果がより強く表れたため，と考え得る。しかし，これも先に確認したとおり，域内での貿易が域外との貿易を阻害しているとは一概に言えない状況でもある。この点を強調するならば，NAFTA においても，④，⑤の効果が発揮され，域外貿易についてもプラスの関係がもたらされた，ということができよう*73。

以上のように通産省は EU や NAFTA 等の地域主義の高まりに対して，それが自由貿

＊70　ただし，①構成国の相互依存が高く，地域統合の以前から域内での貿易が多い場合，もしくは，②構成国が大国の場合は，貿易転換効果が小さくなる傾向があり，ネットでプラスになる可能性が高くなる，としている。

＊71　『1996 年版』83 頁。

＊72　『1996 年版』86 頁。

＊73　ただし，この時期，アメリカは好景気にあったため，単純に外需が増えていたという見方も出来よう。また，この時期高度化を進展させていた ASEAN 諸国がメキシコと競合関係にあったのか，という問題についても検討する必要があろう。

易を阻害するものと考え警戒感を示していた。その一方で，その成立過程や目的から通産省が警戒感を示さず，むしろ，積極的にその意義をアピールした地域統合も存在した。それが，APECである。以下，APECに対する通産省のスタンスをみていきたい。

(オ)　APEC

APECは，1989年，日本，韓国，東南アジア各国，アメリカ，オーストラリア等，アジア・太平洋地域の12カ国によって設立された*74。設立に際しては，通産省がイニシアティブをとったとされており，それゆえか，設立当初からこの時期の通産省の理念に沿う形で，「開かれた地域統合」を目指していた。『1991年版』では，APECの役割について，「①本地域経済に係る重要課題についての協議，②分野別の協力プロジェクトの推進が中心となっているが，それとともに重要な役割は，自由貿易体制の一層の拡大を推進する観点から，アジア太平洋地域において「開放的協力」のモデルを提示していくことである。このため，APECの基本理念として，①開放性の確保，②多様性の認識に基づく相互平等の専重，③共通関心課題の追求が確認されている*75」，と述べられている。

このようなAPECの役割は，通産省の理解する他の地域主義に対するアンチテーゼに他ならない。『1995年版』において，「APECは，94年11月のボゴール宣言により，具体的な目標と方向性を持った国際協力の枠組みとしての道を歩み始めた。しかしながら，地域主義，保護主義の高まりの中で，WTOへの貢献，貿易・投資の自由化・円滑化の推進，経済協力の促進等の分野で具体的な成果を上げていくためには，多くの課題を抱えており，その開かれた地域協力の真価を発揮することが求められている*76」，と述べられている。つまり，WTOへの貢献，貿易・投資の自由化・円滑化の推進，経済協力の促進等を阻害する地域統合に対し，APECには，それらを促進する地域統合，という役割が与えられたのである*77。

それでは，実際にAPECは自由貿易にどの程度貢献したのであろうか。『2001年版』では，平均関税率，非関税障壁，投資障壁の分野について，APECを中心とした取り組みによる成果を強調している。

まず，関税障壁について。図表21によれば，実際に東アジア各国・地域の平均関税率が大幅に減少傾向を示していたといって良いであろう。通産省は，この点について，「東アジアにおける関税引下げの大きな推進力となったのは，GATT／WTOの多角的枠組みにおける関税引下げへの取組み及びAPECにおける貿易自由化・円滑化への自主的な取組みであった」，と評価している*78。また，非関税障壁についても，1997年から東アジア各国・地域において撤廃事例が多くみられた。(図表22) これについても通産省は，「非関税障壁の低減・撤廃についても，APECを中心とした東アジア各国・地域の取組みが見られる」，と述べている。さらに，投資の自由化ついても，1997年以降の東アジア各国・地域の投資障壁の低減・撤廃事例を挙げ，(図表23)「投資障壁についても，APECを中心とした取組みが行われてい

＊74　初期のメンバーは，日本，米国，カナダ，豪州，ニュージーランド，韓国，フィリピン，インドネシア，マレイシア，タイ，シンガポール，ブルネイの12カ国であった。

＊75　『1991年版』360，361頁。

＊76　『1995年版』6頁。

＊77　APECに貿易・投資の自由化という役割が明確に与えられたのは，1993年のシアトル会議以降である。1994年の第2回首脳会議では，「先進国は2010年まで，発展途上国・地域は2020年までに貿易・投資の自由化を目指す」ことをうたった，ボゴール宣言が採択された。

＊78　『2001年版』20頁。

図表 21　APEC 個別行動計画で報告された東アジア各国・地域の平均関税率の推移（%）

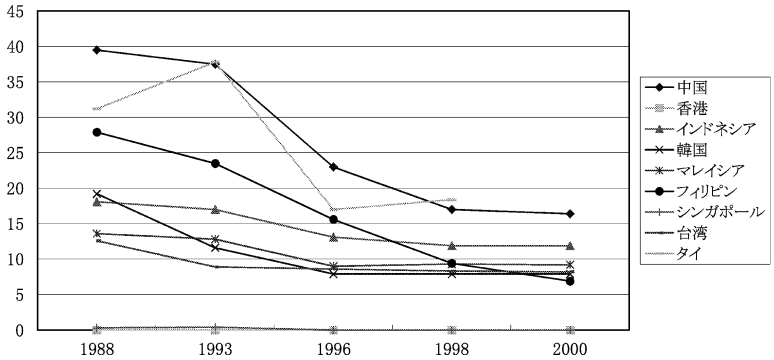

注：値は単純平均関税率。
出典：『2001 年版』20 頁。

図表 22　東アジア各国・地域の非関税障壁の低減・撤廃事例

国・地域名	非関税障壁の低減・撤廃事例
中国	・重機，電気機器，光学機器等の 13 品目の輸入割当制度・輸入許可制度の廃止（1997）。
香港	・米の輸入許可要件の緩和（2000）。
インドネシア	・皮革，コルク，鉱石，廃アルミニウム製品の輸出税を廃止（1998）。 ・肥料及び航空燃料への補助金の廃止（1999）。 ・自動車の輸入認可資格に関する規制緩和（1999）。
韓国	・輸入多角化制度の廃止（1999）。
マレイシア	・ポリエチレン，ポリプロピレン，ダイヤモンドの輸入許可制の廃止（1996，1997）。
フィリピン	・石炭，石炭派生品，健康，国家安全保障に関連するもの以外の全ての輸入許可制度を廃止（1998）。
シンガポール	・特になし。
台湾	・24 品目の輸入許可制度を廃止（1999）。
タイ	・塩化ビニルモノマー，ベンジン，エンジン用燃料，灯油，ハイスピードディーゼルオイル，ナフサ，液化天然ガスのような燃料製品の輸入許可に関連する規制を撤廃（1998）。

出典：『2001 年版』21 頁。

る」，と評価している。

通産省がこれらの障壁の撤廃を APEC の成果としたのは，この取り組みが各国の IAP（Individual Action Plan：個別行動計画）に沿って行われたからである。IAP とは，1994 年のボゴール宣言でうたわれた「自由で開かれた貿易と投資」を実現するための具体的道筋を示した 1995 年の大阪行動指針に基づき APEC メンバーが自主的かつ個別に取る行動を，1996 年より毎年取りまとめてきたものである*79。構成分野は，(1)関税措置(2)非関税措置(3)サービス(4)投資(5)基準認証(6)税関手続(7)知的所有権(8)競争政策(9)政府調達(10)規制緩和(11)WTO の実施(12)紛争処理(13)ビジネス関係者の移動(14)情報の収集と分析であった。各国・地域は，自らの IAP に基づき貿易投資障壁の低減・撤廃に取り組むことになった。この意味で，APEC の存在が，東アジア地域の開放に，一定の役割を果

＊79　外務省 HP（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/qa_6.html:2007/02/13）

図表 23　東アジア各国・地域の投資障壁の低減・撤廃事例

国・地域名	投資障壁の低減・撤廃事例
中国	・上海の浦東における人民元業務を一部の外資銀行に認可（1998）。
香港	・密輸入者対策を強化した新しい特許法及び商標法の制定（1998）。
インドネシア	・自動車製造企業に対する現地調達プログラムを廃止（1999）。 ・独占禁止法，不正競争防止法の制定（1999）。
韓国	・一部業種を除いて原則として海外投資を自由化するとともに，手続きの簡素化，ワンストップ・サービスの提供等によって対内投資を促進する「外国人投資促進法」を制定（1998）。
マレイシア	・完成品が輸出あるいは国内市場で販売されるかのいずれかに関わらず，製造業において使用される原材料及び中間財に対する輸入税は完全に免除（1999）。 ・投資優遇措置に係る現地調達要求の廃止（1999）。
フィリピン	・特定条件の下で一部の業種につき小売業における外資参入を許可（2000）。
シンガポール	・銀行分野及び通信分野における外資出資制限を撤廃（1999）。 ・司法サービスにおける外資とのジョイント・ベンチャーの設立を認可（1999）。
台湾	・行政手続きの公正性及び透明性を確保する行政手続法の施行（1998）。
タイ	・自動車エンジン及び自動二輪車における現地調達要求を廃止（1998）。 ・ビザ及び就労許可のワンストップ・サービス機能の設置（1997）。

出典：『2001 年版』22 頁。

図表 24　APEC 域内の貿易・投資の推移

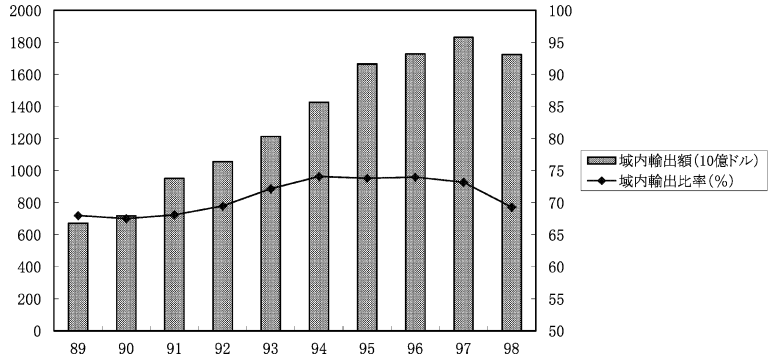

出典：『2000 年版』117 頁。

たしたといって良いであろう。

それでは，実際にこの取り組みの成果が取引面での数字として表れているか，という点に関しては評価が難しい。1989～98 年における APEC 域内の輸出額及び比率を表した図表 24 をみると，1997 年までは，輸出額，輸出比率ともに増加傾向にある。ただし，この間，APEC 参加国は当初の 12 カ国から 21 カ国へと増加しており，ある程度の域内貿易の上昇は必然といえる。そこで，東アジア域内に限定して，域内貿易額及び割合の推移を見たのが，図表 25 である。これによれば，東アジア域内において，貿易額及び割合がわずかながら増加していることがわかる。また，東アジア域内の貿易結合度を見たものが図表 26 である。ここから，距離的な要因を排除しても東アジア域内の結合度は強まっていることがわかる。

以上見てきたように，APEC の活動により，東アジア地域の関税及び関税障壁は撤廃

図表 25　東アジア域内貿易の推移（単位：10 億ドル，%）

		東アジア域内			東アジア域内（除く日本）		
		1992 年	1997 年	2002 年	1992 年	1997 年	2002 年
鉄　　鋼		17.5 (56.9)	25.4 (59.4)	23.5 (54.0)	6.1 (20.0)	11.2 (26.2)	9.1 (21.0)
化学工業品		15.1 (44.3)	26.7 (46.2)	33.0 (46.1)	7.3 (21.5)	14.5 (25.0)	18.1 (25.3)
機　械	一般機械	44.8 (34.8)	81.4 (37.7)	106.7 (41.0)	17.3 (13.5)	39.4 (18.3)	62.3 (24.0)
	電気機械	68.2 (40.7)	136.7 (47.4)	199.7 (52.5)	32.4 (19.4)	74.6 (25.9)	127.1 (33.4)
	輸送機械	18.7 (16.9)	20.7 (16.4)	20.0 (13.1)	6.0 (5.4)	7.2 (5.7)	7.0 (4.6)
	精密機械	13.0 (35.5)	20.6 (37.1)	25.5 (43.9)	5.7 (15.6)	8.4 (15.1)	11.9 (20.5)
	合計	144.7 (32.6)	259.5 (37.8)	351.9 (41.3)	61.5 (13.9)	129.7 (18.9)	208.3 (24.5)
そ　の　他		153.9 (48.1)	239.8 (49.8)	233.6 (45.3)	91.1 (28.5)	150.7 (31.3)	138.4 (26.8)
輸　出　計		331.2 (40.0)	551.4 (43.5)	642.0 (43.3)	166.1 (20.1)	306.0 (24.1)	374.0 (25.2)

注 1：上段は域内輸出額，下段は域内輸出比率。
注 2：データの関係から東アジアに台湾を含まない。
出典：『2004 年版』153 頁。

された。この成果は「開かれた地域統合」にふさわしいものといえよう。ただし，これにより，他地域との貿易が伸展したわけではなかった。むしろ，結果だけを見れば，東アジア域内の結合度は強化されたのである。

㈾　GATT 及び WTO

先に指摘したように，自由貿易の交渉の場として，通産省が最も重視していたのがGATT や WTO といった国際機関であった。

通産省は，GATT を自由貿易体制の維持を図る交渉の場として非常に重視していた。例えば，『1986 年版』では，「先進国，途上国を問わず，できる限り多くの国で意見調整が行われ，世界貿易の自由かつ安定的な発展に向けて，より多くの成果をえるため，GATT の活用と GATT の信頼性を確保すべき*80」，と述べられている。ここから，通産省が，多国間の意見調整と世界貿易の発展を図るための場として，GATT を位置づけていることがわかる。

通産省が GATT をこのように位置づける背景には，GATT が第二次大戦後の自由貿易体制を支える役割を果たした，という通産省の認識があった。『1991 年版』における，「今日の世界経済の発展は，GATT の『自由』，『無差別』，『多国間主義』という多角的自由貿易体制によって支えられてきた*81」，という記述はこのことを裏付けよう。

通産省の GATT に対するこのような期待は，日本が GATT に加盟した 1950 年代半ばから一貫している。例えば，『1954 年版』では，「GATT は，発足後数次にわたる多角的関税交渉ならびに締結国団会議（総会）の

＊80　『1986 年版』334 頁。
＊81　『1991 年版』104 頁。

図表 26　東アジアの貿易結合度及び地理的距離から推計した貿易結合度（%）

貿易結合度（2001 年）

輸出国・地域	カンボジア	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	フィリピン	シンガポール	台湾	タイ	ベトナム	日本
カンボジア	—	1.55	0.34	0.16	0.76	2.36	1.14	● 4.27	1.29	2.48	● 9.41	0.59
中国	1.01	—	10.22	2.88	5.92	● 1.96	1.41	2.33	● 2.99	3.1	2.86	● 5.88
香港	● 9.34	12.11	—	● 5.95	● 3.8	● 6.78	● 12.95	● 6.28	● 6.53	● 4.79	● 5.95	2.79
インドネシア	0.75	0.1	1.14	—	● 13.08	● 7.58	7.39	3.14	● 8.41	● 7.48	● 3.54	● 6.08
韓国	1.45	● 10.96	2.7	● 8.45	—	3.86	7.31	3.14	● 8.63	4.48	● 6.97	● 11.57
マレーシア	0.82	● 4.27	2.19	● 5.91	● 6.83	—	5.11	24.24	● 7.96	9.56	● 2.8	● 5.83
フィリピン	0.28	0.1	2.23	1.3	● 7.83	● 9.17	—	● 8.01	15.97	9.1	0.96	● 12.45
シンガポール	● 20.44	● 4.23	● 4.87	● 15.51	● 5.96	21.31	● 11.81	—	● 7.61	10.6	● 14.88	● 4.9
台湾	2.44	● 13.8	4.43	● 4.09	● 5.22	● 5.9	● 6.48	● 4.36	—	● 5.92	● 7.49	● 12.66
タイ	33.05	● 4.98	2.34	● 7.93	● 4.04	● 8.61	● 7.58	9.55	● 6.32	—	● 7.23	● 10.18
ベトナム	35.27	● 5.22	0.85	7.79	● 4.8	● 4.58	11.57	7.69	● 5.94	● 7.62	—	2.64

貿易結合度（1995 年）

輸出国・地域	カンボジア	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	フィリピン	シンガポール	台湾	タイ	ベトナム	日本
カンボジア	—	0	0.01	0.21	0	2.41	0	0	0	2.14	3.17	0.04
中国	1.65	—	11.71	3.82	8.26	1.84	4.24	3.16	1.25	4.07	2.9	2.97
香港	1.07	25.57	—	2.34	2.98	1.9	7.1	3.83	2.05	3.22	2.2	0.95
インドネシア	7.51	3.07	1.76	—	12.37	4.91	7.67	8.33	1.55	5.28	2.92	4.37
韓国	0	5.62	4.11	9.05	—	5.04	7.31	7.18	6.69	6.7	6.47	2.12
マレーシア	5.01	1.96	2.59	5.04	5.04	—	5.42	27.77	5.81	13.46	2.18	1.94
フィリピン	0.08	0.92	2.29	2.79	4.7	3.86	—	7.69	19.05	15.51	4.26	2.45
シンガポール	20.15	1.79	4.15	5.77	5.06	40.96	10.01	—	6.91	19.98	9.07	1.21
台湾	0.01	4.75	4.99	0.19	5.31	4.99	5.25	3.85	—	3.39	0.44	3.11
タイ	84.51	2.22	2.38	5.08	3.1	7.83	4.5	15.53	2.21	—	5.55	2.84
ベトナム	309.55	4.34	2.79	10.27	0	4.56	12.45	10.3	3.62	2.54	—	4.56

地理的距離から推計した貿易結合度

輸出国・地域	カンボジア	中国	香港	インドネシア	韓国	マレーシア	フィリピン	シンガポール	台湾	タイ	ベトナム	日本
カンボジア	—	2.05	3.02	2.76	1.91	3.4	2.82	3.29	2.52	3.76	3.35	1.63
中国	2.05	—	2.76	1.36	3.43	1.66	2.29	1.61	2.91	2.07	2.55	2.69
香港	3.02	2.76	—	2.1	2.69	2.46	3.31	2.42	3.53	2.9	3.49	2.27
インドネシア	2.76	1.36	2.1	—	1.35	3.27	2.32	3.48	1.85	2.56	2.2	1.21
韓国	1.91	3.43	2.69	1.35	—	1.57	2.4	1.54	3.07	1.89	2.34	3.29
マレーシア	3.4	1.66	2.46	3.27	1.57	—	2.48	3.94	2.1	3.27	2.72	1.34
フィリピン	2.82	2.29	3.31	2.32	2.4	2.48	—	2.52	3.27	2.62	2.89	2.36
シンガポール	3.29	1.61	2.42	3.48	1.54	3.94	2.52	—	2.1	3.1	2.63	1.34
台湾	2.52	2.91	3.53	1.85	3.07	2.1	3.27	2.1	—	2.45	2.95	2.68
タイ	3.76	2.07	2.9	2.56	1.89	3.27	2.62	3.1	2.45	—	3.41	1.57
ベトナム	3.35	2.55	3.49	2.2	2.34	2.72	2.89	2.63	2.95	3.41	—	1.91
平均	2.89	2.27	2.87	2.33	2.22	2.68	2.69	2.66	2.67	2.8	2.85	2.23

注 1：東アジアとは，カンボジア，中国，NIEs，ASEAN4，ベトナム。
注 2：貿易結合度（輸出ベース）は，（ i 国から j 国への輸出額／ i 国の総輸出額）／（世界から j 国への輸出額／世界の総輸出額）で計算。
注 3：地理的距離から推計した貿易結合度は，世界の貿易データを基に，貿易結合度を被説明変数，二国間の地理的距離を説明変数とする回帰分析を行い，その結果を用いて計算した。
注 4：●は，地理的距離から推計した貿易結合度を上回り，かつ 1995 年に比べて貿易結合度が増加しているものを示す。
出典：『2004 年版』154 頁。

開催により，貿易の拡大および自由化に多大の貢献をなしてきた*82」，と述べられている。また，『1953 年版』にも，「GATT 加盟国 34ヶ国の占める貿易量は世界貿易全体の 80%に達しており，自由通商をめざして相互に関税の引下を行い貿易上の利益を享受しているこれら加盟国*83」，という表現が見られる。

このように，日本は戦後の早い時期から，GATT 加盟に対して積極的であった。この点と GATT に対する上記のような評価とを合わせて考えると，通産省が戦後当初から自由貿易によって日本経済を発展させていく意図を有していたことが伺えよう*84。なお，日本は，GATT に 1953 年に仮加入，1955 年に正式加入を果たした*85。

しかし，世界情勢が様々に変化してゆく中で，GATT の限界も表面化するようになった。『1991 年版』では，「グローバリゼーションの進展，中進国の経済的地位の高まり等により，現行の GATT ルールが実態にそぐわない場合や不十分である場合が生じてきた」ため，「現行の GATT ルールを強化・確立することが必要となっている*86」，と述べられている。そして，GATT 機能の強化を図る場として期待されたのが，1986 年 9 月より開始されたウルグアイ・ラウンドであった。

同ラウンドは，①世界経済の変化に対応した新たな領域における貿易秩序の形成，②現在の貿易障壁の除去及び GATT ルールが不明確な分野の規律強化等による保護主義の防遏，③ GATT の制度面における枠組みの再構築，という問題意識の下で開始された*87。

＊82　『1954 年版』195 頁。

＊83　『1953 年版』134 頁。

＊84　ただし，『1953 年版』では，「GATT 加入にともなつて，日本は，相手国に対する最恵国待遇の許与ならびに関税率の譲許，具体的には交渉品目につき税率の引下もしくは据置を行う義務が生ずる。ここに問題となるのは日本の現行関税率がすでに国際的に低水準にあるため税率引下の余地が少く，かつこの引下を強いて行えばその度合により国内産業に重大な影響を及ぼすことで，税率引下にあたつては慎重な考慮をはなわなければならない」(134 頁)，という記述がある。ここから，通産省が，国内産業の保護という観点から，この時期にはまだ，完全な自由貿易に対して，慎重な姿勢を示していたことも伺える。

＊85　仮加入とは，何らかの理由により GATT に正式に加入できないものの，GATT 総会等の活動に参加することを希望する国に対して認められる手続である。国によって様々なケースがあるが，日本の場合，現行関税率のうち相当部分を仮加入の期間中据え置いて引き上げない，ということを条件に，正式の締約国と同一の権利義務を有する国として取り扱ってもらうことを希望し，その結果，1953 年 10 月，GATT 総会及びその他の補助機関に参加することが認められた。さらに，同年同月，「ある GATT 締約国と日本との通商関係を規制する宣言」が採択された。これにより，この宣言に署名した国と日本との通商関係は GATT によって律せられ，①相互に最恵国待遇を許与しあうこと，②仮加入中，日本は，この宣言に署名した国に対して，930 品目中 860 品目について関税引き上げを行わないこと，が定められた。

日本が正式に加入できなかった理由は，「簡易関税交渉手続」(新規に GATT への加入を希望する国は，交渉相手希望国を付して何時でも加入申請することが出来る手続。ただし，申請に対して 3 カ国以上の反対がないことが条件であり，3 カ国以上の反対があった場合は，総会で過半数の賛成を得なければならない。) に基づいて行われた日本の加入申請に対し，3 カ国以上の国が反対したためである。(反対の理由は，戦前の日本のダンピング輸出に対して，イギリス等のアレルギーが強かったためといわれている。) その後の第 7 回総会でも決議に付せられることがなかったため，仮加入という形で申請することになり，これが第 8 回総会で認められたのである。なお，GATT への仮加入は日本の加入の際，初めて採用された方式である。(以上，仮加入の定義及び日本の加入の経緯については，津久井茂充『ガットの全貌〈コンメンタール・ガット〉』日本関税協会，1993 年，820～825 頁，を参照した。)

＊86　『1991 年版』74 頁。

＊87　通商産業省通商産業研究所研究部編『通商産業省年報』昭和 63 年度版，通商産業省通商産業研究所研究部，1995 年，61 頁。

図表 27　ウルグアイ・ラウンドの主な成果

1．市場アクセス		
関税引き下げ	先進諸国の鉱工業品	平均関税引き下げ率：日本61%，カナダ50%，米国・EU30%台後半，全体で約40%
		鉱工業品の平均関税率：日本は1.5%で，先進国中最低
		米国・EU3%台後半
	先進国間の関税相互撤廃	8セクター（鉄鋼，医薬品，建設機械，農業機械，医療機器，ビール，家具，蒸留酒（ウイスキー，ブランデー））で関税相互撤廃
	引き下げ方法	原則として，WTO協定発効時から4年以内に5段階で均等に引き下げ
農業	市場アクセス	①原則としてすべての非関税障壁を関税化し一定量のアクセス機会を設定
		②関税を，95年から6年間で，平均36%（品目毎に最低15%）削減
		③一定の条件を満たす農産物については，95年から6年関税化を実施ないことが出来る。7年目以降の扱いについては，6年目に交渉される。
	国内支持	価格支持，生産者補助金等の国内支持を，95年から6年間で20%削減。
	輸出競争	輸出補助金を，95年から6年間で財政支出で36%，対象数量で21%削減。
繊維	合意前	合意後
	多国間繊維取極（MFA：Multi-Fiber Arrangement）	
	①特定輸出国に対しての数量規制が認められている	①MFA規制とその他の繊維製品に対する規制を95年から2004年の10年間で段階的に撤廃
	②輸入規制に対する代償措置を定めない	②GATT見統合品目は，経過的セーフガード発動が可能

（28頁に続く）

『1992年版』では，「ウルグアイ・ラウンドの成否は，GATTが今後の世界通商秩序の多元化のなかでどのような役割を果たすか，また，今後の世界通商秩序の多元化が望ましい方向で進展するかどうかの大きな岐路をなすものであり，日本を含む各国はこれを成功に導く重大な責務を負っている*88」，と述べられている。通産省は，ウルグアイ・ラウンドを，GATTの機能を強化する場として，重要視していたのである。

図表27はウルグアイ・ラウンドの成果を表にまとめたものである。通産省のウルグアイ・ラウンドの成果に対する評価は高い。『1994年版』では，「ウルグアイ・ラウンドの成功は，貿易・投資の一層の自由化を意味するもので，まず，その合意自体が世界経済にとって大きな成果である」，と述べられている。

しかし，通産省がこのラウンドの成果として最も評価していたのは，1995年1月のWTOの成立であろう。WTOはウルグアイ・ラウンドの合意事項を実施するため，GATTを発展的に解消して成立した国際機関である。GATTとの一番の違いは，GATTがあくまでも協定であるのに対し，WTOは機関である，という点である。すなわち，「WTO設立は，GATT体制が，冷戦後，世界全体の貿易に関する国際機関という形で発展したことを意味するもの*89」，としてとらえられたのである。

WTOの設立による変化として，通産省が最も評価したのが，モノ以外の分野を対象とした貿易に関する国際規範の成立であった。この国際規範は，原則として，先進国，途上国に関わらず適用された。そのため，この国際規範の成立によって，「通商全体への『法

＊88　『1992年版』263頁。

＊89　『1994年版』71頁。

2．ルール		
	合意前	合意後
紛争解決手続	二国間協議が整わない場合，3 人のパネルリストからなるパネルを設置し，パネルの勧告を全締約国が参加できる理事会で採択することになっているが，被提訴国がパネルの設置を遅らせたり，敗訴国が理事会での採択を阻止するなど手続に時間がかかるなどの問題があった。	①二国間協議開始からパネルの報告の取り扱い決定までの期間を，当事国が別途合意した場合を除き 15ヶ月以内とするガイドラインを規定
		②パネル報告や対抗措置発動は，全加盟国が反対しない限り，紛争処理機関で採択
		③対抗措置の発動対象の拡大（敗訴国が措置違反を是正しない場合，勝訴国が対抗措置を他の分野でも発動可能）
		④他国の貿易政策・措置を，自国の基準・判断に基づいて不公正な措置であると一方的に判定し，報復措置を採るなどの一方的措置の発動の禁止
アンチ・ダンピング	ダンピングにより国内産業に損害または損害のおそれが生じた場合，一定の要件を満たせば，ダンピングを相殺または防止するアンチ・ダンピング税を課すことが可能。ダンピング・マージン（国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差）の計算方式が恣意的であるなどの問題があった。	①ダンピング・マージンの計算方法の明確化
		②調査手続の明確化
		③サンセット条項（原則として，アンチ・ダンピング税は賦課後 5 年で自動失効）
		④損害の認定基準を規定
補助金	補助金は，交付された産品が輸出されることにより輸出相手国の産業に損害を与えたり，国内産品が補助金を交付されることにより同種の産品の輸入が減ったりするなど，貿易に与える影響が大きい。東京ラウンドでは，主要先進国など 20 カ国と EU を適用対象として特別協定が作成されたが，定義が不明確。ある国では補助金と考えられていない措置が，他の国で相殺の対象とされることで，紛争になる事例が多発した。	①補助金定義の明確化
		・禁止される補助金（輸出補助金と国産品優遇補助金）
		・相殺可能な補助金（禁止でも相殺可能でもないもの）
		・相殺不可能な補助金（地域開発補助金と研究補助金）
		②相殺措置の発動手続の強化
		③適用対象国が全ての GATT 締約国に拡大
セーフガード	特定産品の輸入急増に対する緊急の輸入資源措置であるセーフガードについて定めた GATT19 条には，発動要件等に関する明確な規定がない。セーフガード措置発動による数量制限は減っているが，セーフガードに代わる措置として，輸出自主規制等の「灰色措置」が使われるようになった。	①発動要件を「加盟国が，輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えるおそれがある決める場合のみ発動可能と規定
		②輸出自主規制等の灰色措置は，原則として WTO 設立協定発効の日から 4 年間で撤廃。灰色措置をとることも，他国にとるように要求することも禁止
		③既存のセーフガード措置は，発動後 8 年を経過したとき，または WTO 設立協定発効の日から 5 年を経過したときのいずれか遅い方の期間内に終了

（29 頁に続く）

原産地規則	国際的に取引される産品の原産国を決めるための規則である原産地規則は，原産国によって関税率が異なる産品や，輸入国によって貿易制限が実施される産品の，原産地を決定する際に適用。これまで原産地規則には，GATT 上固有の規定がなく，国際的なルールもないため，一部の国で貿易制限を行う手段として原産地を恣意的に決める事例が発生。	①統一原産地規則作成まで各国が守るべき規律の制定
		②規制の統一作業スケジュールの決定（WTO 協定発効後開始し，その 3 年以内に完了）
		③原産地規則委員会と原産地規則技術委員会の設置
サービス	経済のサービス化，企業活動のグローバル化に伴って，サービス貿易が拡大。サービスに関する規定は GATT にはなかった。	①最恵国待遇義務を規定（同義務の免除を受ける際のルールも規定）
		②内国民待遇義務（他の加盟国のサービスを自国のサービスより不利に扱ってはならない義務）を規定
		③市場アクセス義務（サービス貿易に影響を及ぼす数量制限等の貿易制限措置の撤廃義務）
		④各国のサービス貿易に影響を与える各国の法律，規則等の公表を規定
知的所有権の貿易関連側面（TRIP：Trade-Related Aspects of Intellectual Propery Rights）	①パリ条約（特許，意匠，商標等の工業所有権），ベルヌ条約（著作権）等で知的財産の保護を規定。	①パリ条約，ベルヌ条約の規定（同条約の締約国でない国も含む）
	②世界知的所有権機関（WIPO：World Intellectual Property Prganization）において特許侵害・不正商品等の防止に関する国際的ルール策定作業。	②保護水準の引き上げ
	③これまでの GATT のラウンドでは，本格的には取り上げられなかった。	③最恵国待遇義務の明記
		④紛争処理は WTO の紛争解決手続に従うことを規定
		⑤ WTO の機関として TRIP に関する理事会を設置
貿易関連投資措置（TRIM：Trade-Related Investment Measures）	一部の投資受入国のローカル・コンテント要求などにより，海外進出企業の事業活動に支障をきたしたり，貿易に悪影響を及ぼす事態が発生。	①貿易歪曲効果を発生させる投資措置に関するルールの明確化のため，以下を GATT 違反の措置として明示的に禁止
		・ローカル・コンテント要求（進出企業に一定割合の部品等を現地で調達することを要求すること）
		・輸出入均衡要求
		・為替規制
		・国内販売要求（産品の輸出を制限する措置）
		②協定の運用と実施について協議する委員会を WTO の機関として設置

出典：『1998 年版』64～67 頁より抜粋。

の支配』の強化をもたらすとともに，世界経済・貿易拡大効果をもつ*90」ことが期待されたのである。

それでは，実際に WTO は通産省の期待通りの機能を果たしたのであろうか。『1997 年版』では「95 年の WTO の成立は，二国間の通商関係に大きな影響を与え，WTO 協定に照らして判断し，WTO の紛争解決手続を視野に入れた二国間交渉を行おうという姿勢が各国で強まっている*91」，と述べられている。このため，通産省は，「〔WTO―筆者注〕協定が捕捉する範囲の拡充と組織の整備により，WTO は広範な通商問題を取り扱い紛争を解決する場として，名実ともに世界通商システムの中核たる機関となった*92」，と高く評価している。また，『2001 年版』では，「これまで我が国が享受してきた，①一貫した原理原則に基づき，加盟国に広く適用される貿易ルール，②中立的な紛争処理手続きといった WTO の機能は，いかなる自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）や経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）をもってしても代替することはできない*93」，と述べられている。さらに，同じ『2001 年版』では，① WTO のルールが，自由貿易を実現する上で不可欠な原理原則及び手続を定めた唯一の多国間の取り決めであること，②従来日本が WTO の紛争処理制度から多くの恩恵を享受してきたこと，を理由に，日本が「21 世紀においても引き続き自由貿易の恩恵を広く享受していくためには，WTO 協定の信頼性向上と履行の確保を通じて多角的な貿易秩序の維持拡大に努めていくことが必要条件になる*94」，と述べられている。

このように WTO は，通商問題を解決する場として，ある程度通産省の期待通りの働きをしたといえよう。しかし，その一方で，WTO は，その限界も少しずつ露呈していった。WTO の成立により紛争解決手段が強化されても，アメリカによる一方的な制裁措置は継続された。これに対し，通産省は，「WTO の紛争解決手続が強化された後も，米国による一方的措置，国内法の域外適用の濫用等は減少しておらず，その問題点が更に明確になってきている*95」，と懸念を表明している。また，WTO 加盟国の増加は，自由貿易の拡大につながる一方，「加盟国数が増加し，交渉項目が多様化した結果，WTO における機動的な交渉や合意形成は困難なものとなる傾向*96」が表れるという問題も生じさせていった。

WTO の限界が明らかになる中で，通産省がその補完システムとして期待したのが，通産省が GATT や WTO との整合性に疑問を抱いていた地域統合であった。通産省は，「地域統合を WTO による多角的貿易体制の補完として位置付けるべき*97」，という方針へと転換したのである。それでは，通産省の地域統合に対する評価はどの時期にどのように変化したのであろうか。以下で見ていきたい。

㈾　通産省の地域統合に対する評価の変化

先に見たとおり，当初，通産省の地域統合に対する評価は否定的なものであった。地域統合による経済的な意義を認めつつも，自由貿易を阻害するという弊害を強く懸念していたのである*98。例えば，『1996 年版』では，「地域統合の世界経済におけるプレゼンスが高まる中で，WTO 協定との整合性について

＊90　『1995 年版』 5 頁。
＊91　『1997 年版』167 頁。
＊92　『1998 年版』137，138 頁。
＊93　『2001 年版』157 頁。
＊94　『2001 年版』173 頁。
＊95　『1998 年版』145 頁。
＊96　『2001 年版』158 頁。
＊97　『2000 年版』123 頁。
＊98　ただし，APEC については，「開かれた地域統合」として，他の地域統合と異なる評価を下していたことは先に指摘したとおりである。

明確に判断されていない地域統合が広まっていくことは多角的通商システムのルールと手続きに対する信頼性を失わせ，WTOを形骸化することにつながる可能性*99」があるとして，WTOの存立を危うくする可能性をもつ存在として位置づけられている。また，『1998年版』には，「日本は制度的枠組みを持つ地域統合に参加していない数少ない先進国であり，それらの地域統合が通商制限的措置をとらないよう監視していく必要がある*100」，として，地域統合に参加していない中立的な立場を強調し，公正な審判としての役割を担うことを意識した考えを示している。しかし，各国が地域統合を進めてゆく中で，通産省の地域統合に対する姿勢は徐々に変化していった。

その変化は，『1999年版』より見られる。『1999年版』では，「地域連携・統合は自由化ルールの先行整備や域内グローバル企業の規模の経済発揮とこの結果としての域内経済成長の促進等の前向きの側面がある一方で地域統合の排他的性格により，健全な競争環境の下での合理的な資源配分が阻害される懸念も否定できない*101」，と依然，地域統合のメリットとともにデメリットが述べられている。しかし，その一方で，「今日，拡大の続く地域連携・統合に対し，このような相反する性格を踏まえ，懸念される弊害を防ぎつつ，建設的に対応していくことは従来にまして重要*102」，として，地域統合に対して前向きな姿勢も示している。さらに，別の箇所では，「世界の中で唯一地域統合の動きの乏しい北東アジア地域等において，域内の相互交流・相互理解を深めつつ，より積極的に地域連携・統合に取り組み，多角的通商システム強化に積極的に寄与するモデルを示していくことが必要*103」，として，むしろ，地域統合を推進する姿勢を示している。また，『2000年版』でも，「世界の各地域統合の深化拡大や地域統合同士の連携の動きは，変化していくグローバル経済への各国の対応の努力の現れ*104」，と述べ，地域統合に対して，肯定的な評価を下している。

このような変化を，通産省自身も認識していたようで，『1999年版』では，「従来日本は地域統合の域内外へのマイナスの経済効果とGATT整合性を重視し，多角的通商システムと並行して地域統合を進める世界の大多数の国と一線を画してきたが」，「地域統合には」「積極的側面も観察され，多角的通商システムの強化にも貢献しうるものとして，より柔軟かつ建設的に対応していく必要性が高まっている*105」，と述べ，従来からの方針転換を明示している。

とはいえ，貿易交渉の中心がWTO等の多国間交渉にある，という点については，変化は見られない。先に見たように，通産省は，以前から，「地域統合はセカンドベストであり，グローバルな視点から経済厚生の最大化を追求するマルチ交渉を補完するものではあり得ても代替するものではない*106」と述べ，マルチ交渉の補完としての地域統合の可能性を指摘していた。その姿勢は，それ以後も変化せず，例えば，『2000年版』では，「地域統合をWTOによる多角的貿易体制の補完として位置付けるべき*107」，と述べられている。つまり，通産省は，1998年頃より，「対外経済政策については，従来通り多国間の枠組みを主軸に据えながらも，地域，二国

＊99　『1996年版』83頁。
＊100　『1998年版』328頁。
＊101　『1999年版』263頁。
＊102　『1999年版』263頁。
＊103　『1999年版』300，301頁。
＊104　『2000年版』58頁。
＊105　『1999年版』300頁。
＊106　『1993年版』 2頁。
＊107　『2000年版』123頁。

図表 28　2000 年 6 月時点における WTO に通報された FTA の件数

通報日	地域内 FTA			地域横断的 FTA				合計
	欧州内	米州内	アジア内	欧州－米州	欧州－アジア	アジア－米州	欧州－米州－アジア	
1950－	2	0	0	0	0	0	0	2
1960－	0	1	0	0	1	0	0	2
1970－	13	1	2	0	0	0	1	17
1980－	1	0	2	1	0	0	1	5
1990－	15	2	3	0	1	0	0	21
1995－2000	63	1	1	1	0	0	0	66
合計	94	5	8	2	2	0	2	113
	107 件（94.7%）			6 件（5.3%）				

注：通報件数は GATT24 条及び授権条項に基づいて通報されたものの合計値。「欧州」には中近東及びアフリカ大陸諸国が，「アジア」にはオセアニア諸国が，「米州」には米国大陸及びカリブ諸国が含まれる。
出典：『2001 年版』159 頁。

間等，様々なフォーラムを重層的に活用するという方向へ既に方針の転換を行っ*108」ていたのである。

それでは，なぜ，通産省にこのような変化が生じたのか。まず，背景として，世界的に，二国間及び地域的な FTA の動きが活発化したことを指摘する必要があろう。図表 28 は，1950 年から 2000 年までの間に WTO に通報された FTA の件数である。特に 1995 年以降，FTA の件数が大幅に増加していることがわかる。

そのような状況の中，『2001 年版』では，転換を促した理由として，以下の 5 つの考えをあげている*109。第一番目は，新しいルールの構築が急がれる場合，多国間交渉で合意を得るより先に，地域，二国間でまず，ルールを構築する方が，より効率的であるという考えである。この考えには，WTO ルールにおいて秩序が形成されていない新たな通商問題に対応するための，迅速な制度を構築する必要が生じている，という事実が背景としてある。二番目は，地域・二国間交渉が，多国間交渉に正の刺激を与えるという考え方である。EC 設立の動向がケネディラウンドや東京ラウンドを，NAFTA 設立の動向がウルグアイ・ラウンドを，それぞれ加速させたという認識がこの背景にある。三番目が，地域・二国間において高度な通商ルールを策定する過程で得られるノウハウや経験を将来の通商交渉に活かすことが出来る，という考えである。この考えには，文字通りの意味以外に，地域・二国間交渉によって得られた協力関係を多国間交渉の場で活かすことにより，地域ごとの特性を踏まえたバランスのとれた国際貿易秩序の形成が可能になる，という考え方も含まれている。四番目は，FTA/EPA を締結していないことで日本の産業が現実に被っている実害を除去する必要がある，という考え方である。つまり，「主要国の中で日本だけが FTA/EPA を締結しないということは，日本企業がコスト面で競争上の不利益を被る可能性のある外国市場が拡大していく」ことを懸念した考えである。五番目は，日本が構造改革を早期に実現するために，地域・二国間交渉が必要となる，という考えである。「EPA や投資協定等の締結に伴う，域内障壁の撤廃が，各国の資本や経営者，先進的な技術やノウハウの日本への流入をもたら

＊108　『2001 年版』115 頁。
＊109　以下，理由については，『2001 年版』174，175 頁を参照にした。

し，競争促進に伴う国内企業の自己革新努力により，国内経済の活性化を促すことが期待され」たのである。また，「協定締結へ向けた研究及び交渉を通じて相手国の先進的な制度に触発され，国内の遅れた分野の制度改革が促進される効果も期待され」た。

このうち，第四の理由以外は，通産省の方針転換前後で状況が変化したわけではなく，通産省が，地域主義のもたらす一側面を評価し直したという意味合いが強い。その理由として，先に見たように，EU 等の結成後，通産省の懸念が杞憂に終わり，むしろ，域外との貿易が拡大するなど，地域主義のメリットの部分が強くあわれたことがあげられる。従って，より重要なのは，第四の理由であろう。先に見たように，1990 年代の後半より，世界の各地域で地域主義は急速に広まっていった。そのような状況で，それに乗り遅れることによるデメリットが強くなった。そこから，先にあげた五つの理由のうち，特に 1990 年代後半になってからの特徴である第四の理由が通産省がその方針を転換した最大の理由であると考えられる。

小括

以上のように，地域統合の動きが欧州で活発化した当初，通産省は，自身が「開かれた地域統合」として位置づけた APEC をのぞき，EU，NAFTA 等の地域主義に対して強い懸念を抱いていた。それは，それらの地域統合が，域内の貿易を活発化させ，地域全体の経済効果を高める一方で，他の地域との貿易を―意図的にせよ，そうでないにせよ―排除する可能性があったためである。

通産省が，自由貿易のための交渉の場と位置づけていたのは，GATT や WTO 等の多国間交渉の場であった。通産省のこのような考えの背景には，GATT 体制が第二次大戦後の自由貿易を支える役割を果たしきた，という彼らの認識があった。そのため，GATT や WTO の自由・無差別の原則に反する地域主義的な考え方に，通産省は強い懸念を抱いていたのである。

しかし，1990 年代の後半より，通産省はその方針を転換し，地域・二国間交渉の場を多国間交渉を補完する場としてとらえるようになった。この転換の理由として，① EU の事例から通産省が懸念するような状況が生まれなかったこと，②地域主義の世界的な広がりにより，それに乗り遅れることが，日本経済にとって不利益を被ること，などがあげられる。特に，後者については，『2001 年版』でも理由に挙げられ，かつ，1990 年代後半に初めて起きた変化といえることから，通産省の方針転換のもっとも大きな理由ではないかと推測される。

3　世界経済の発展とアジア経済

最初にふれたように，通産省の基本目標は，自由貿易体制の維持と世界経済の調和ある発展であった。前者を達成するために必要なことは，それを阻害する保護貿易主義の台頭を抑えることであった。そして，後者の実現に必要と考えられていたものの一つが，アジア経済の発展であった。『1989 年版』では，アジア地域における「競争のダイナミズムを堅持しつつ，その潜在的成長力を実現していくことは，この地域の発展途上国の発展のみならず，ひいては世界経済の安定的発展に貢献する*110」，と述べられている。つまり，通産省はアジア諸国を世界経済の安定的な発展を実現するための重要な存在として認識していたと考えられる。

それでは，通産省は具体的にアジア経済をどのように位置づけていたのであろうか。また，その像に変化はあったのであろうか。以下で検討してみたい。

アジア経済の発展が世界経済の安定的発展につながるという考えを通産省が有していた

＊110　『1989 年版』311 頁。

図表 29　世界各地域の実質 GDP 成長率の推移（%）

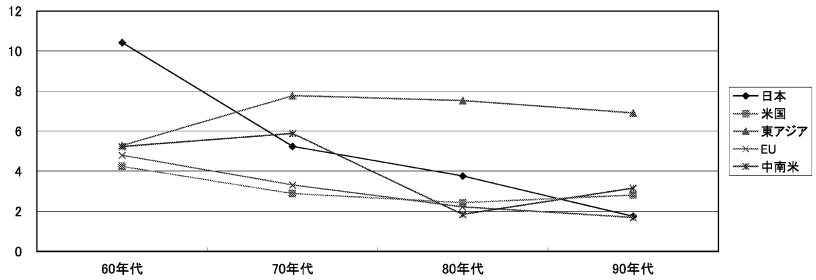

注：数値は 10 年間の平均成長率。90 年代は 98 年までの数値。
注：EU のみ，OECD の数値を採用しており，90 年代は 97 年までの数値。
出典：『2001 年版』 5 頁。

図表 30　東アジアの名目 GDP 対世界シェアの推移（%）

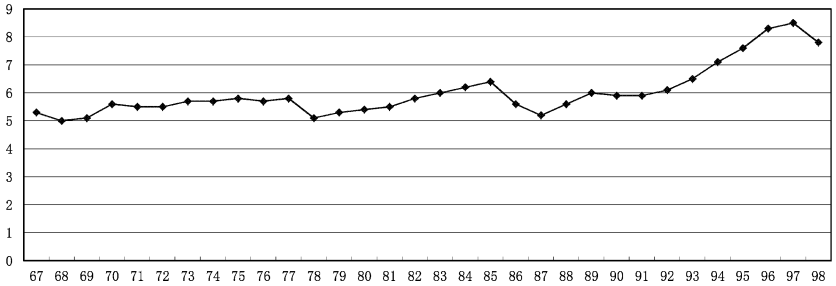

出典：『2001 年版』 5 頁。

ことは既に述べた。この考えは，アジア諸国が，単なる途上国としてではなく，世界経済の中である程度の役割を担っている，という認識の裏返しでもあった。『1986 年版』では，「東南アジア経済の成長は世界貿易の中核となる地域を大西洋から太平洋へと移動させた。今日の世界貿易はアメリカ，日本，東南アジアの 3 地域を軸に発展しつつある*111」，と述べられている。特に，アジア NIES*112 への期待度は高く，『1990 年版』では，「当地域が今後もアジア太平洋地域，ひいては世界経済の成長軸としての一翼を担っていく*113」，と述べられている。ここから，通産省がアジア，特にアジア NIES を世界貿易の重要なプレイヤーとして認識していたことがわかる。この評価は終始変化せず，『2001 年版』では，東アジアを「世界の経済センター」と位置づけている*114。

実際に東アジア経済が世界経済に占める割合は増加していった。図表 29 を見てわかるように，アジア経済は，1960 年代から一貫して安定した成長を見せた。特に，1990 年代後半以降，東アジア GDP の世界経済の総額 GDP に占める割合が急速に上昇していることが，図表 30 からわかる。また，図表 31 からわかるとおり，貿易額及び貿易額の対世

＊111　『1986 年版』355 頁。
＊112　アジア NIES の名称は，1988 年のトロントサミットからで，それ以前は，アジア NICS と呼ばれていた。しかし，本稿では，煩雑さを避けるため，アジア NIES で統一した。
＊113　『1990 年版』295 頁。
＊114　『2001 年版』20 頁。

図表 31　東アジアの貿易額と対世界シェア推移（10 億ドル：左軸，%：右軸）

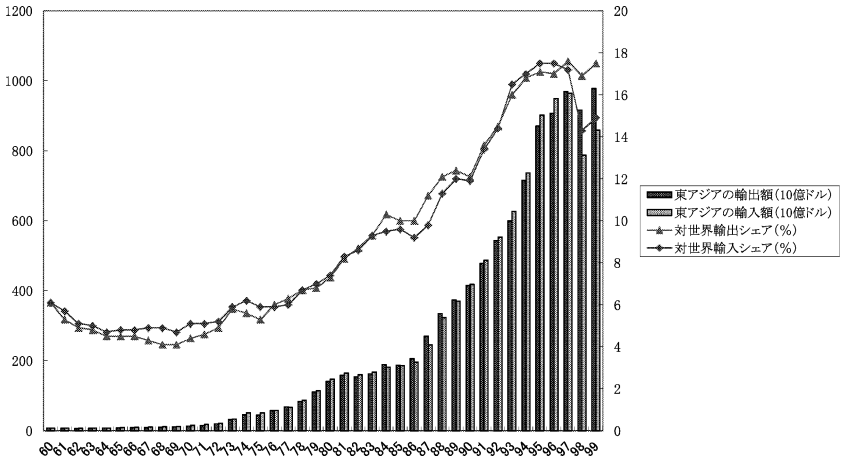

出典：『2001 年版』 5 頁。

界シェアは，1980 年代後半から 90 年代にかけて，急上昇していった。

アジア経済の地位が上昇した背景には，アジア経済及び産業の高度化が存在した。この高度化に応じて，通産省のアジアに対する評価も上昇していった。『1986 年版』では，「韓国，台湾の輸出は，資本・技術集約化の方向に変化しつつあり，もはや低加工度型製品輸出国ではなくなりつつある*115」，と述べられている。

もっともこの時点では，まだ，低いレベルからの脱却といった程度の評価に過ぎない。しかし，10 年後の『1996 年版』では，日本の部品輸入の拡大が進展した理由として，「現地ローカル企業を含めた在東アジア企業の技術水準の向上*116」，があげられるている。また，同じ『1996 年版』では，「東アジア各国・地域の産業構造は着実に高度化しており，これが安価で品質面の要求も満たす部品の日本への供給を可能としている*117」，と述べられるなど，東アジア地域の産業高度化，技術水準の向上を評価する記述が見られる。実際に，図表 32，図表 33 及び図表 34 より，東アジア地域全体の傾向として，産業が高度化し，付加価値額が伸びていることがわかる。

ところで，日本とアジア諸国との地理的近接性から，すでに『1981 年版』において，両者の相互依存関係の強さが強調されている*118。通産省のこの主張は，一貫しており，『2000 年版』では，アジア通貨危機後，比較的早期に日本と東アジアの貿易関係が回復した理由として，「国際分業を通じた日本と東アジアの相互依存関係の深化*119」があげられている。このように 1980 年代から 2000 年代まで，日本とアジアの相互依存関係の強さは，常に強調されてきた。それは，日本の動向がアジア経済に与える影響の強さを通産省が常に認識してきたという意味でもあった。そして，それゆえ，通産省は，アジア経済に対する日本の貢献，という観点を常に持ち続けてきた。

ただし，なぜ日本がアジア経済の成長に貢

＊115　『1986 年版』272 頁。
＊116　『1996 年版』156 頁。
＊117　『1997 年版』79 頁。
＊118　『1981 年版』338 頁。
＊119　『2000 年版』89 頁。

図表 32　東アジアの産業高度化（産業別付加価値対 GDP 比）

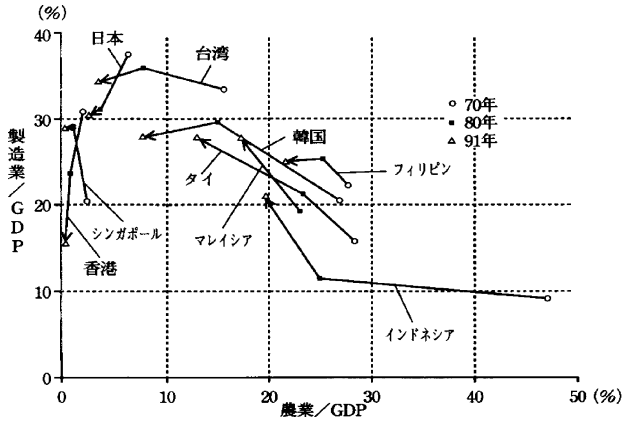

出典：『1994 年版』93 頁。

図表 33　東アジアの産業高度化（産業別付加価値対製造業付加価値比）

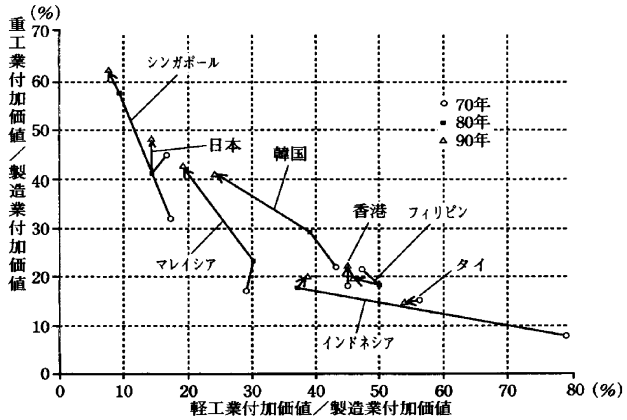

注：製造業のうち，軽工業は食料・飲料・タバコ，繊維・衣料，重工業は機械・輸送機器，化学製品とした。
出典：『1994 年版』93 頁。

献する必要があるのか，言い換えれば，アジア経済の成長が日本経済にとってどのような意味を持つのか。この問いについては，一貫した考えと多少の変化が生じた考えがあった。前者は，世界経済の発展のために，アジア諸国を含む途上国の経済的発展が重要，というものである。まず，『1982 年版』では，「我が国は，発展途上国の自立的な経済発展なくしては，世界経済の安定的発展は望めないとの認識にたち，発展途上国の経済・社会開発に対する自助努力を支援することにより，発展途上国との安定的な相互依存関係を形成し，世界経済の安定的発展に貢献することがきわめて重要*120」，と述べられている。また，『2000 年版』では，「東アジア経済の急速な回復は，世界経済回復の中で重要な役割を果たした*121」，と述べられている。ここから，

＊120　『1982 年版』427，428 頁。
＊121　『2000 年版』24 頁。

図表 34　東アジア各国・地域の付加価値額伸び率

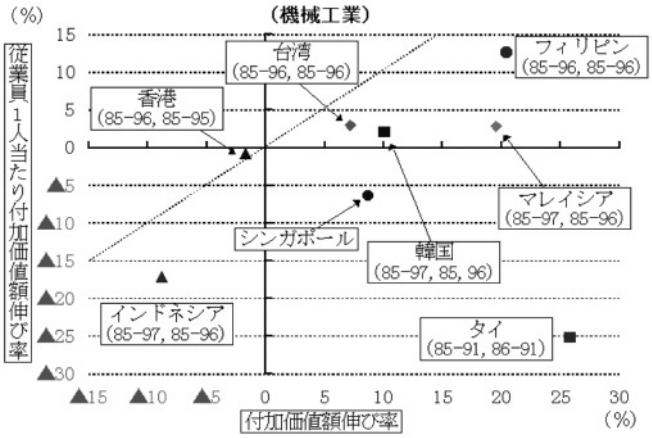

注：90 年価格で，85 年から 97 年の伸び率。ただし，国名の下に（ ）がある場合，それぞれ前半が付加価値額伸び率，後半が従業員 1 人あたり付加価値額伸び率の対象年を指す。
出典：『2000 年版』33 頁。

通産省が，アジア経済の世界経済に与える影響は少なからぬもの，と評価していたことがわかる。

一方，変化が見られるのが，アジア経済の日本に与える影響，という観点においてである。『1981 年版』では，「我が国と環太平洋地域とは相互に緊密な関係にあるが，我が国資源輸入の環太平洋地域への依存度が非常に高いことからも，我が国が環太平洋地域の安定と繁栄に協力することは，我が国の経済安全保障のためにも大きな意義をもつ*122」，と述べられている。ここから，日本が資源を安定的に確保するために，アジアを含む環太平洋地域の安定と繁栄が必要である，という考えが伺えよう。

しかし，その後，日本の輸入拡大が，世界貿易交渉の場で問題になると，その解決策としてアジアからの輸入拡大が求められるようになった。『1986 年版』では，「現下の我が国喫緊の課題である製品輸入と水平分業の拡大にとって，アジア NICS の工業製品輸出面での国際競争力向上が持つ意味は極めて深くなっていると考えられる*123」，と述べられている。このように，欧米各国から非難を浴びた日本の経済構造を解決するためにアジアの発展が必要である，という考えがこの頃より現れてきたのである。

さらに，先に見たように，実際にアジアの産業が高度化し，技術が向上すると，日本との関係は，単なる資源の供給国という関係ではなく，より深く日本経済にコミットした関係に変化していった。そのため，アジア経済の発展が日本経済の浮沈に大きく関係するようになった。そして，それゆえ，アジアの発展が日本経済の発展にとって，より重要である，と認識されるようになったのである。すなわち，通産省は，「直接投資と貿易そして分業の進展を通じた日本・東アジア間の相互依存関係の深化は日本経済全般に好影響をもたらしてきた*124」，という認識により，「アジア経済は日本経済と貿易，投資等を通じた多層的かつ密接な相互依存関係にあり，将来的にもこの関係を維持しつつ，相互発展を果

＊122　『1981 年版』341 頁。

＊123　『1986 年版』266 頁。

＊124　『1999 年版』134 頁。

たしていかなければならない*125」，と認識していたのである。

小括

以上見てきたように，日本はアジア経済に対して貢献すべきである，という通産省の姿勢は一貫していた。また，アジア経済の発展が世界経済や日本経済の発展にとって重要である，という認識にも変化はなかった。しかし，アジア経済の発展がどのような形で日本経済の発展に資するのか，という点に関して，通産省の考えは変化していった。そして，その変化は，アジアの産業の高度化及び技術の高度化及びアジア経済と日本経済との関係の変化に対応していたのである。

4　経済援助と対外直接投資

前章で見たように，通産省は，一貫して，アジア経済の発展とそれに対する貢献を志向していた。そして，1980 年初頭において，日本がアジア諸国に対して，経済的に貢献する方法として採用されたのは，「政府開発援助，貿易，直接投資の 3 つの経済協力形態を結び付け」，「総合的な経済協力」を実施する，というものであった。以下では，それぞれについて，通産省の考えを検討していきたい。

4-1　政府開発援助（ODA）

通産省は，ODA を経済援助の中心として考え，これを積極的に推進していった。『1981 年版』において，「過去の推移を見ると，民間ベースの経済協力は世界の経済情勢に左右され易く，変動の幅が大きい。それに比べて政府開発援助（ODA）は，安定した資金であると同時に供与条件が緩やかで，発展途上国にとっての利点が多い*126」，と述べられていることからも，この姿勢は明らかであろう。

そして，この姿勢は，1980 年代当初から 2000 年代に至るまで，一貫して変化しなかった。『1982 年版』では，「今後も ODA の拡充に努める*127」ことが謳われる一方，1990 年代になっても，「ODA の対 GNP 比率は小さく，質の面でも国際的な諸基準で見ると十分とはいえないため，今後 ODA の質的・量的充実をはかることが一層望まれる*128」，と述べられている。また，『2003 年版』では，「東アジアにおける貿易・投資促進等に資するインフラ・制度等の整備を進めていくことにより，我が国を含めた東アジア地域の均衡かつ安定的な経済発展を促すこととし，そのために ODA を政策ツールとして活用すること*129」を求めている。

総じて，通産省は，「我が国の ODA によって整備された東アジア諸国の経済・産業インフラは，企業の安定的な経済活動を可能にし，我が国をはじめとした海外からの投資を導くとともに，各国の貿易の拡大に資し，我が国を含めた東アジアの経済発展に大きな役割を果たした*130」，と評価していたのである。

図表 35 に見られるように，日本の ODA 実績は，額面こそ時期により多少の変動があり，1980 年代後半から停滞の兆しが見られるものの，他の DAC 参加諸国と比較して遜色のない実績を残した。

しかし，通産省の経済援助構想に占める ODA の比重は 1990 年代以降若干トーンダウンした。先に見たように，『1981 年版』では，民間ベースの経済協力より，ODA を評価する意見であったのが，『1994 年版』では，「世界銀行を含む ODA や，日本輸出入銀行の融資を含むその他公的資金も，有益なプロ

＊125　『1999 年版』212 頁。
＊126　『1981 年版』352 頁。
＊127　『1982 年版』431 頁。
＊128　『1991 年版』62 頁。
＊129　『2003 年版』202 頁。
＊130　『2003 年版』201 頁。

図表 35　DAC 主要国の ODA 実績の推移（100 万ドル）

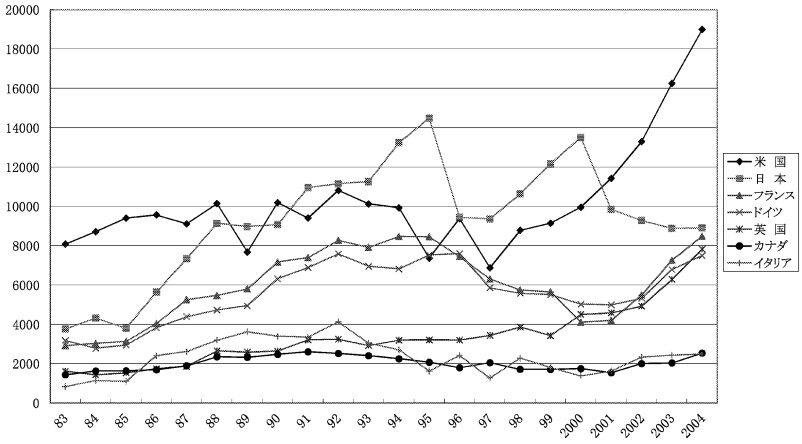

出典：外務省編『政府開発援助白書』2005 年版，2006 年，52 頁。

ジェクトへの民間資金の呼び水としての効果が期待できる」，と，ODA を推進することによって，民間資金を喚起させるという姿勢がみられる。

これに代わって，『通商白書』で，途上国の発展に資するものとして期待されたのが，貿易と対外投資である。

4-2　貿易による経済協力

通産省は，経済協力の方法の一つとして，日本市場の拡大による市場の提供，をあげてきた。『1988 年版』では，アジア諸国の対米経済摩擦の激化，為替レートの切り上げ等により，輸出主導型のアジア諸国にとって厳しい状況が生まれていることから，輸出先の多様化のため，「我が国の果たすべき役割としては，国内産業の活力維持を図りつつ，積極的な市場提供を行っていくことが重要である*131」，と述べられている。

また，『2000 年版』では，アジアの景気回復→日本の輸出増加→日本の景気回復→アジアの対日輸出の活発化，という好循環が，アジアの通貨・経済危機からの回復を促進させる働きをもった，と指摘されている*132。

それでは，実際に，アジア諸国の日本への輸出が，どれほどアジア諸国の経済発展に貢献したのであろうか。図表 36 は，1980 年から 2004 年における，アジア諸国から日本への輸出額を横軸に，アジア諸国の実質 GDP を縦軸において，両者の相関を示した図である。1980 年からの相関係数は，0.983 と高い相関を示しており，両者の間に高い相関があったことが分かる。

アジアの高成長が輸出を主要な要因として達成された事実は多くの研究で指摘されている。また，図表 37 からもうかがえるように，1990 年代以降もアジア各国の GDP 成長率に対する輸出の寄与度は概ねプラスの値を示している。以上から，日本市場がアジアの経済成長に寄与した，と結論づけることができる。

もちろん，日本の市場だけが，アジア経済に貢献したということはできないが，日本の市場がアジア経済に貢献したことは紛れもない事実であろう。通産省の企図した，貿易によるアジア諸国に対する経済協力は，一定の成果を収めたといえる。

＊131　『1988 年版』229 頁。

＊132　『2000 年版』92～96 頁。

図表 36　アジア諸国から日本への輸出額とアジアの実質 GDP の相関

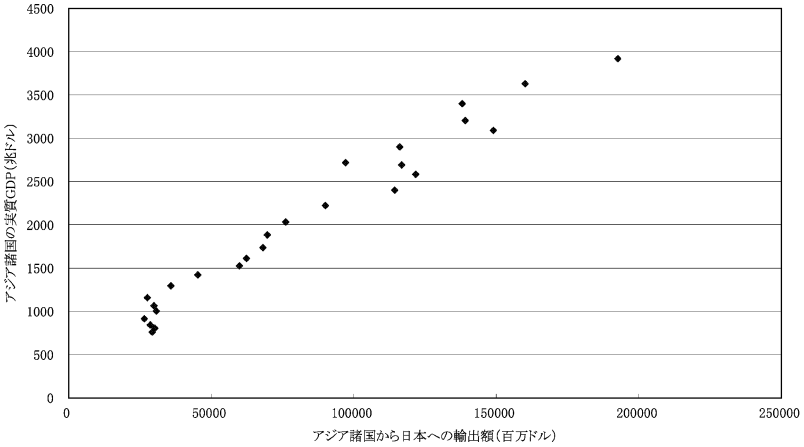

注：アジアは，輸出額については，中国・香港，ASEAN4（インドネシア，マレーシア，フィリピン，タイ），NIEs3（韓国，シンガポール，台湾）を，実質 GDP については，中国，韓国，香港，台湾，ブルネイ，カンボジア，インドネシア，ラオス，マレーシア，ミャンマー，フィリピン，タイ，シンガポール，ベトナム，インドの合計を，それぞれ指す。
出典：『2006 年版』第 4 図及び付表 7 より作成。

4-3　途上国への経済協力という観点からの対外投資

対外投資の増進を期待する通産省の姿勢は古くから見られ，『1955 年版』で既に，「海外投資は国際経済協力のためのみならず，将来における貿易拡大の効果をもつものとしてその強力な推進が要望される」，と述べられている。

ただし，ここからわかる通り，当初の対外投資は，国際経済協力と並んで，貿易の拡大効果＝海外市場の開拓をも目的としていた。しかし，1980 年代以降は，海外市場の開拓効果より，現地経済への好影響という部分がクローズアップされるようになった*133。『1986 年版』及び『1988 年版』では，日本企業による海外直接投資が，「長期・安定的な資金供給という意味から重要な役割を果たす*134」とともに，雇用や技術移転といった点からも現地経済へプラスの効果をもたらすことが指摘されている*135。

この姿勢は，1980 年代以降，通産省が一貫して持ち続けた姿勢といってよいであろう。『1994 年版』では，「直接投資は，その企業自体の雇用や生産活動に加え，より高い技術を習得した熟練労働者を投資先地域内で増やし，現地の産業高度化に大きな役割を果たしている」，と述べられている。また，『1998 年版』でも，「裾野産業の発展のためにも現地への進出日系企業による技術移転の役割は大きい*136」，と述べられている。さらに，『2001 年版』では，「日系企業にあっては，今回のアジア通貨・経済危機への対応では，現地の裾野産業の育成を見据えながら，輸出指向を強めた形でアジア経済の回復を牽引し

＊133　ただし，そのような観点がなくなったわけではない。『1994 年版』では，直接投資を進める要因として，「①安価な生産要素の活用，②市場の拡大（貿易摩擦への対処を含む）」（『1994 年版』236 頁）をあげている。

＊134　『1988 年版』232 頁。
＊135　『1986 年版』194～197 頁。
＊136　『1998 年版』245 頁。

図表 37　アジア各国の実質 GDP 成長率に対する需要項目別寄与度

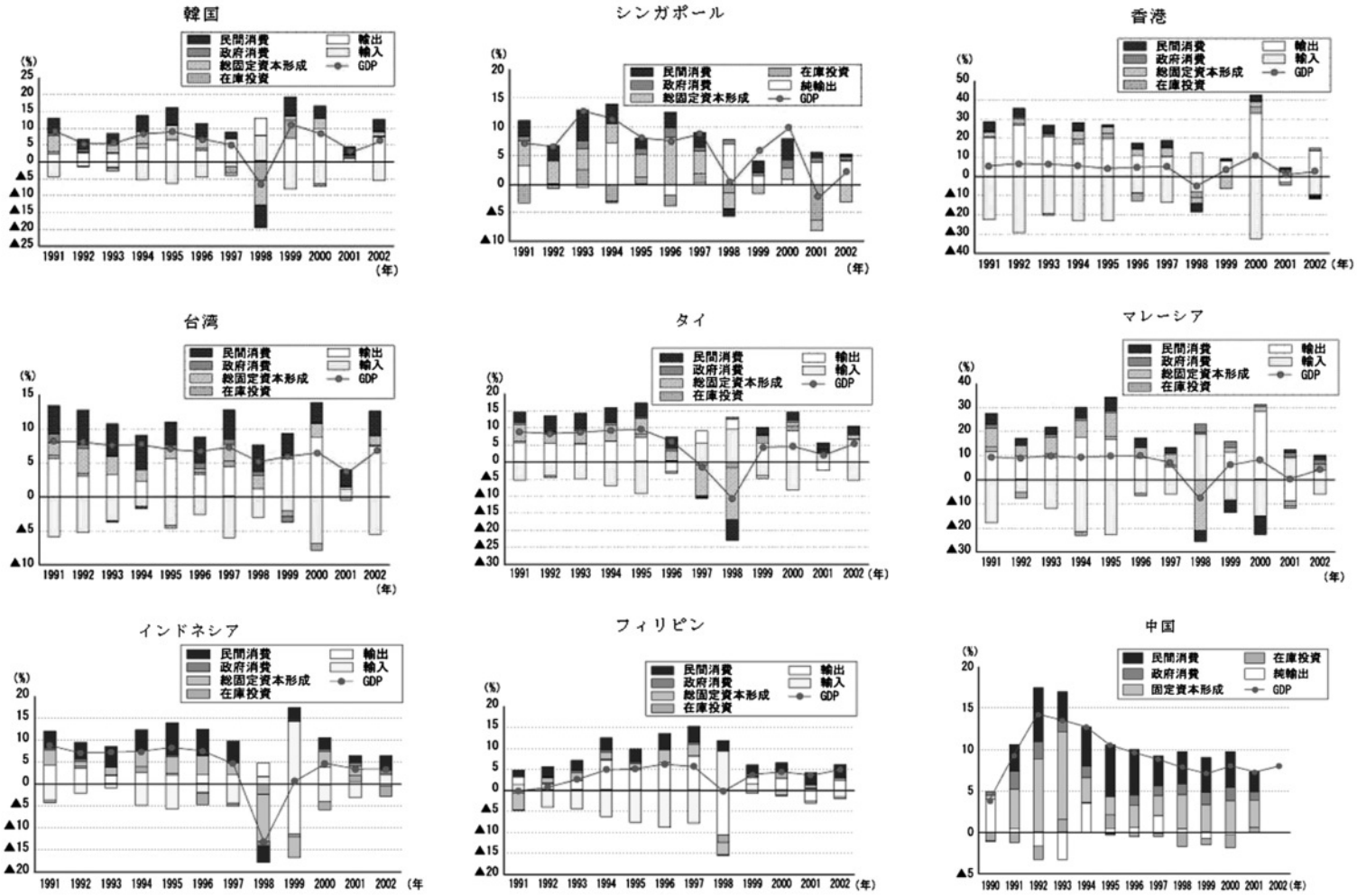

出典：『2003 年版』第１－１－17～20 図，第１－１－23～26 図，第１－１－29

図表 38　日本の対外投資推移（100 万ドル）

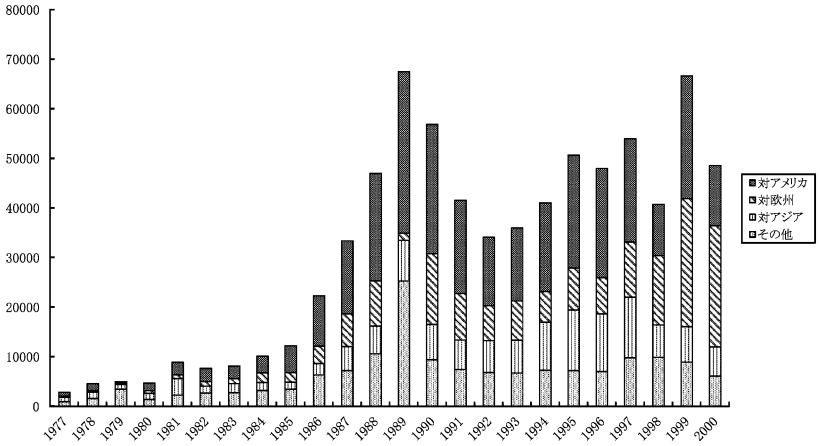

出典：『海外市場白書　投資編』各年版，日本貿易振興会，『世界と日本の海外直接投資』各年版，日本貿易振興会，『ジェトロ投資白書』各年版，日本貿易振興会，より作成。

た*137」，と述べ，アジア経済全体に対する正の効果を強調している。

以上のように，通産省は，「安価な生産要素の活用，市場の拡大」という観点だけでなく，途上国への経済貢献という観点からも，対外直接投資を積極的に推進していった。その結果，図表 38 からわかるとおり，日本の対外直接投資額は，1980 年代後半より高い水準で推移していったのである。

小括

通産省は，「政府開発援助，貿易，直接投資の 3 つの経済協力形態」によって，アジア諸国の援助を図っていった。日本経済の状況等により時期によって多少の差がありながらも，1980 年代以降，総じて日本の経済協力は，アジア諸国の経済発展に対し，少なからず貢献したといえよう。

ま　と　め

以上見てきたように，1981～2001 年の期間，通産省は，一貫して自由貿易体制の維持と世界経済の調和ある発展という基本目標を維持し続けていった。それは，戦後の日本経済が，GATT-IMF 体制の恩恵を受け，発展していった，という認識の所産であった。

一方，通産省の通商政策・対外交渉における個々の思想は，変化しないものもあれば，その時代状況や経済状況によって多少の変化を伴うものもあった。

変化しないものの代表は，保護貿易主義に対する警戒感であった。通産省は，基本目標である自由貿易体制の維持を実現するため，アメリカや EU 等の保護貿易主義的な考え方に対して，一貫して反対の意を示していたのである。

もちろん，細かい点については，多少の変化はあった。アメリカや EU による日本批判の源となった，貿易収支の不均衡を解決する方法として，通産省は当初から，内需の拡大を掲げていた。しかし，通産省の自身の内需拡大政策に一定の評価を与えるとともに，対外不均衡の原因を，アメリカの経済構造にも求めるようになった。

また，変化のなかったものとして，GATT 及び WTO に対する認識があげられる。通産省は，自由貿易交渉の場として，両者を常に重視していた。この背景には，

＊137　『2001 年版』101 頁。

GATT が第二次大戦後の自由貿易体制を支える役割を果たした，という通産省の考えがあった。

さらに，世界経済の発展にアジア経済の発展が不可欠である，という認識も一貫していた。そのため，通産省は ODA，貿易，投資の促進，という形でアジア諸国への経済協力を続けていったのである。

一方で，最も大きな思想の変化は，地域統合に対する姿勢である。通産省は，当初 EU や NAFTA 等が，GATT や WTO 等の多国間交渉の機能を阻害する可能性がある，として，それら地域統合に対して否定的な見解を示していた。しかし，地域統合が世界各地で広がるにつれ，通産省もそのメリットを認め，むしろ，多国間交渉を補完する役割として，評価するように変化していった。

以上，見てきたように，通産省の通商政策・対外交渉に対する個々の思想は，一貫して変化しなかったもの，その時代状況によって多少の変遷を伴うものが存在した。しかし，総じて見た場合，通産省の思想，立場にブレが生じていた，と評価することは出来ない。なぜなら，核となる基本的な思想に変化がなかったからである。むしろ，この時代の通産省については，基本思想である，世界経済の持続的発展と自由貿易の推進，を実施するために，その時代時代の状況に適合するように，個々の政策を柔軟に遂行していった，と評価することが出来よう。